

2019 年度

「企業のエシカル通信簿」調査票

- ア 持続可能な開発(社会)
- イ 環境
- ウ 消費者
- エ 人権・労働
- オ 社会・社会貢献
- カ 平和・非暴力
- キ アニマルウェルフェア

ア 持続可能な開発(社会)

A 理念とビジョン

1. 企業理念・経営理念、社是、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「持続可能性」について次のように位置づけていますか。(複数回答可)

注:理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a~e にチェックしないでください。

注:「持続可能性」を明記していても「経済の持続可能性」「経済成長の持続可能性」と経済に限定しているものは除いてください。

(a) 企業理念、経営理念、社是等の中心コンセプトの一つとして「持続可能性」を本文に明記している。

(b) 企業理念、経営理念、社是等の本文に、中心的なものではないが「持続可能性」を明記している。

(c) (中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文に、「持続可能性」を中心コンセプトの一つとして明記している。

(d) (中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文に、「持続可能性」を明記している。

(e) CSR 方針、環境方針等の本文に明記している。

(f) 企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文にはないが、それに基づく方針等やウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明記している。

注:(a)~(d)にチェックがない場合のみチェックしてください。

(g) CSR 方針、環境方針等の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明記している。

注:(e)にチェックがない場合のみチェックしてください。

(h) 代表メッセージに「持続可能性」を明記している。

(i) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明。

2. 将来における持続可能な日本もしくは世界の社会像(脱炭素社会像等も含む)を明確に描き、それを実現するために、企業が果たす役割などを明記した文書や計画等を作成していますか。

注:「持続可能な社会像」を明確に描いていても、その内容が環境や社会に関わる持続可能性への言及が少ないものは除いてください。

○(a) 将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像を描き、それを実現するために当社が果たす社会的役割を明記したものを作成している。

○(b) 将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像を描いていないが、持続可能な社会構築に向けて当社が果たす社会的役割を明記したものを作成している。

○(c) 明記したものを作成していない、もしくは不明。

B. 持続可能な社会、CSR をすすめるための基準等への参加

1. 持続可能な社会、CSR をすすめるための次の基準等に参加、署名、支持、利用等をしていますか。(複数回答可)

(a) 国連グローバル・コンパクト (b) OECD 多国籍企業ガイドライン (c) GRI ガイドライン
 (d) ISO26000 (e) ISO20400 (e) その他()

C. SDGs

1. SDGs(持続可能な開発目標)の目標とターゲットについて、次のような取り組みが行われていますか。(複数回答可)

(a) 担当部署を明確化している。

(b) SDGs に取り組む全社体制を構築している。

(c) SDGs17 の目標とターゲットの中で優先的に取り組む課題を設定している。

(d) (c)で設定した課題に対して、目標を設定している。(設定した目標数:)

(e) (c)で設定した課題については正のみならず負の影響も考慮している。

(f) SDGs を活用して持続可能な社会づくりに貢献することを、ウェブサイト、環境・CSR 報告書等で公表している。

(g) SDGs17 の目標を自社の事業、活動に関連して整理し落とし込んでいる。

(h) SDGs の取り組みを経営・事業に落とし込むために、NPO・NGO、消費者団体等のステークホルダーと対話 を行っている。

(i) SDGs について、サプライヤーと情報共有などの取り組みをすすめている。

○(j) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

D. ESD(持続可能な開発のための教育)

従業員を対象とした ESD 研修(単発の講演会ではなく、一定のカリキュラム化されたもの)を実施していますか。

注: ESD は持続可能な社会を担う人材育成を含むもので、ESD と称していなくてもサステナビリティ、SDGs など

として実質上実施している場合を含んでください。

注: 2015 年度以降に実施されたものに限ってください。

注: カフェチェーンの場合は、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください

い。

注:新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

注:研修の一部としてESDに触れているものは除いてください。

注:ここでは持続可能な開発・発展を主目的とした研修をチェックしてください。従業員への環境教育と消費者教育については「イ 環境」、「ウ 消費者」で調査するため除きます。

1.ESD 研修を行っていますか

ア.対象地域(複数回答可)

- (a) 国内で実施している。
- (b) 海外で実施している。
- (c) 海外には支社、事業所、工場等がない。
- (d) カリキュラム化された ESD 研修は実施していない、または不明。

イ. 対象者

- (a) 全従業員
- (b) 一部(どの部署・立場の人に対してですか:)
- (c) 実施していない、もしくは不明。

ウ. 研修方法(複数回答可)

- (a) 集合講座で実施している。
- (b) e ラーニングで実施している。
- (c) ワークショップ(参加・体験型学習)を実施している。
- (d) 従業員向けの啓発資料を作成している。
- (e) (a)(b)(c)(d)にチェックがあった場合、その研修実施に当たって NGO/NPO との協働(プログラムの開発、実施、講師としての招聘等)がある。
- (f) 研修を実施していない、もしくは不明。。

2. ESD を推進していますか。(複数回答可)

- (a) ESD 活動を行っている【NGO/NPO のサポート・協働(例.資金提供、協働による教材開発など)】。
- (b) ESD 活動を行っている自治体への協働・参加をしている。
- (c) ESD 活動を行っている学校のサポート・連携している。
- (d) その他(具体的に:)
- (e) 実施していない、もしくは不明。

E. 持続可能な調達

1.サプライヤーを把握していますか。

ア. サプライヤーをどこまで把握していますか。

- (a) 1 次調達先まで
- (b) 2 次調達先まで
- 該当なし

(c) 3次調達先以上

該当なし

(d) さらに把握する取組みを行う計画がある、もしくは調査中である。

該当なし。

(e) 上記取組みはない、もしくは不明。

イ. サプライヤーリストを公開していますか。

(a) 公開している(どこまでですか:) (URL:)

(b) 公開していない、もしくは不明

2. 苦情申し立て制度がありますか。

ア. サプライヤーからの苦情申し立て制度はありますか。

(a) ある

どのように周知していますか。

(a) ウェブサイト上で周知している (i) その他()

(b) ない、もしくは不明

イ. アで「ウェブサイト上で周知している」とチェックをした場合、下記の中から該当する項目をお答えください。

(a) トップページから2クリック以内でたどり着ける場所にある。

(b) トップページから3クリック以上する奥のページに存在する。

(c) 多言語対応している。(具体的言語:)

(d) 多言語対応していない、もしくは不明。

3. 問題を把握した際の情報を開示していますか。

サプライヤーにおいて社会的・環境的問題があることを把握した際の対応について、以下の取組みをしていますか。

ア. プライバシーに配慮したうえで、その問題について情報開示していますか。

(a) 公開している

(b) 公開する場合としない場合がある(理由・基準:)

(c) 公開していない、もしくは不明。

イ. 問題の解決にむけて行動をとった場合、その行動と成果について情報開示していますか。

(a) 公開している

(b) 公開する場合としない場合がある(理由・基準:)

(c) 公開していない、もしくは不明。

4. 持続可能な調達 CSR 購入・調達ガイドライン等を策定・開示していますか。

CSR 購入・調達の基準またはガイドラインや、サプライヤー行動基準があり、開示していますか。

((c)は(a),(b)と複数回答可)

○(a) 持続可能な調達基準またはガイドライン、もしくはグリーン購入と CSR 購入・調達を合わせた調達基準またはガイドラインがあり、開示している。

○(b) CSR 購入(調達)方針もしくは持続可能な購入調達方針があり、開示している。

□(c) サプライヤー(倫理)行動基準があり、開示している。

○(d) 作成していない、開示していない、もしくは不明。

注:グリーン購入のみの基準またはガイドラインの場合は、ここではなく「イ環境」で調査しますので除いてください。

注:「アニマルウェルフェア」に関する基準等については、「アニマルウェルフェア」で調査しますので除いてください。

注:品目ごとに具体的な基準がある場合は(a)または(b)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は (c)にチェックしてください。(a)(b)(c)はシングルアンサー、(d)は(a)(b)(c)と重複可となります。

注:購入・調達基準の内容については環境、人権・労働等の各分野で確認をいたします。

5. サプライヤーに対し、持続可能な調達の基準等を適用していますか。

ア 適用範囲

上記 4 の(a)～ (c)にチェックがある場合、どの範囲まで適用する方針ですか。(複数回答可)

○(a) 1 次調達先まで

○(b) 2 次調達先 まで

○該当なし

○(c) 3 次調達先以上

○該当なし

○(d) ない、もしくは不明()

イ サプライヤーへの要請

上記 4 の(a)～ (c)にチェックがある場合、サプライヤーに要請をしていますか。

○(a) サプライヤーには遵守を要請している。

○(b) サプライヤーには遵守を要請しているが、原材料によって異なる。

○(c) サプライヤーには遵守を要請していない、もしくは不明。

ウ サプライヤーに対する調査確認等

上記 4 の基準、ガイドライン、方針等を遵守しているかどうか、サプライヤーに確認調査、評価、対話をしていますか。(複数回答可)

□(a) アンケート調査ないしセルフチェックを実施している。(年に 回)

□(b) 二者監査を実施し、評価している。実施頻度を記載してください。(年に 回)

□(c) 三者監査を実施し、評価している。実施頻度を記載してください。(年に 回)

□(d) (b)(c)の結果を CSR 報告書やウェブサイトで公開している。

□(e) この取り組みについてサプライヤーと対話を行い、取り組みの研修・サポートを実施している。

○(f) 上記のような取り組みはしていない、もしくは不明。

6. 購入・調達実績

上記 4 で選択した購入・調達基準、ガイドライン、方針の範疇とした購入物品・サービス、原材料(資材)に関して、その実績を公開していますか。

注: グリーン購入に関する実績はここではなく「イ環境-7」でチェックしてください。

注: 実績とは、商品種とその調達金額ないし調達率が分かるものです。

次の手段で実績を公開している。(複数回答可)

- (a) 環境報告書、CSR 活動報告書等 (b) ウェブサイト(URL:)
 (b) 株主への報告書 (d) その他(具体的に:)
 (c) 一部の原材料の調達結果のみを公開している(原材料名:)
 (d) 公開していない、もしくは不明。

A 環境ガバナンスに関する取り組み マネジメント 率先行動 環境基準、環境コミュニケーション 等

環境部署と報告書

1. 環境行動を担当する部署と報告書について該当するものにチェックをして下さい。

- (a) 専任部署あり(注: CSR 担当部署と合同の部署は可)
 (b) 専任役員あり(注: 環境に関する業務比率が半分以上の役員に限る)
 (c) CSR報告書とは別に環境報告書を毎年度作成し、公表している。
 (d) CSR報告と環境報告を合わせた報告書を毎年度作成し、公表している。
 (e) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

環境行動計画、行動指針、行動基準の策定

2. 社として環境に関する行動計画、行動指針または行動基準を策定していますか。

- (a) 環境行動計画を____年に策定し、直近の改定は____年である。
(計画名称:)
 (b) 環境行動計画を____年に策定し、その後改定していない、または不明。
(計画名称:)
 (c) 環境行動基準を____年に策定している。(指針名称:____)
 (d) 環境行動指針を____年に策定している。(指針名称:)
 (e) 環境行動計画、行動基準または行動指針を策定していない

注: 環境行動計画は、重要な環境項目ごとに達成期限、目標、行動内容を定めたものです。環境行動基準は、重要な環境項目ごとに目標や簡潔な行動内容を定めたものです。環境行動指針は、全般的な表現の環境行動の方向性などを定めたものです。名称にはとらわれず、上記によって判断しています。

環境マネジメントシステム

3. 環境マネジメントシステムについて、該当するものにチェックをして下さい。

ア 環境マネジメントシステム(EMS)を構築していますか。

- (a) ISO14001 を認証取得している。
 (b) KES エコアクション 21 エコステージを認証取得している。
 (c) ISO14001 を自己宣言している。
 (d) 自社独自の EMS を構築している。

- (e) その他()
- (f) 環境マネジメントシステムを構築していない。

イ アの(a)~(e)にチェックがあるときは、EMS の取得事業所の割合を記入してください。

【国内】

- (1) 国内全事業所に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【飲料】
- (2) 国内生産事業所(工場)に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【飲料】
- (3) 国内本社、事業所に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【カフェ】
- (4) 国内店舗に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【カフェ】

割合算出基準は

- (a) 従業員数ベース
- (b) 事業所件数ベース
- (c) 生産量ベース
- (d) その他()
- (e) 割合を公表していない、もしくは不明。

【国外】

- (5) 国外全事業所に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【飲料】
- (6) 国外生産事業所(工場)に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【飲料】
- (7) 国外本社、事業所に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【カフェ】
- (8) 国外店舗に占める EMS 取得事業所の割合 _____%【カフェ】

割合算出基準は

- (a) 従業員数ベース
- (b) 事業所件数ベース
- (c) 生産量ベース
- (d) その他()
- (e) 割合を公表していない、もしくは不明。
- (f) 海外事業はない。

ウ サプライチェーン、下請け企業の EMS

サプライチェーン企業、下請け企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を必須化もしくは推奨していますか。

(1) 国内の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)

注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。

- (a) 必須化している。
- 必須化している場合は
- (あ) 認証取得を支援している。
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明。
- (b) 必須化してはいないが推奨している。
- 推奨している場合は
- (あ) 認証取得を支援している。
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明。

○(c) 必須化も推奨もしていない、もしくは不明。

(2) 国外の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)

注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。

○(a) 必須化している。

必須化している場合は

○(あ) 認証取得を支援している。

○(い) 認証取得を支援していない、もしくは不明。

○(b) 必須化してはいないが推奨している。

推奨している場合は

○(あ) 認証取得を支援している。

○(い) 認証取得を支援していない、もしくは不明。

○(c) 必須化も推奨もしていない、もしくは不明。

○(d) 直接取引を行っている国外の企業はない。

環境監査

4. 環境監査を実施していますか。

○(a) 定期的実施している。 実施頻度は: 内部監査() 外部監査()

○(b) 不定期に実施している。

○(c) 実施していない、もしくは不明。

環境法令違反など

5. 下記のような環境法令違反や事故等がありましたか。

ア 国内での環境関連法令違反の有無

2017 年度 ○(a) あり 件数()件 ○(b) なし ○(c) 不明

2018 年度 ○(a) あり 件数()件 ○(b) なし ○(c) 不明

イ 環境問題を引き起こす可能性のある(あった)事故・汚染の有無

2017 年度 ○(a) あり 件数()件 ○(b) なし ○(c) 不明

2018 年度 ○(a) あり 件数()件 ○(b) なし ○(c) 不明

社員研修

6. 環境をテーマにした下記のような社員研修を実施していますか。

ア 全従業員を対象とした環境一般教育を実施していますか。(a)~(c)は複数回答可

注: e ラーニング、集合教育を問わず。ただし単発の講演会ではなく、一定のカリキュラム化されたものに限りです。

□(a) 国内で実施している。

□(b) 海外で実施している。

□(c) 海外には支社、事業所、工場等がない。

○(d) カリキュラム化された環境研修は実施していない、もしくは不明。

注: エコドライブ研修はここではなく、イ環境 B-6 でチェックしてください。

注：EMS で義務付けられた短時間の全社員対象研修は含みません。

注：カフェチェーンは、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください。

注：新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

イ 全従業員を対象とした、次のような環境研修を実施していますか。

- (a) 環境 NGO/NPO のメンバーを講師に招いた講演・研修会
- (b) 屋外での環境をテーマにした体験型学習
- (c) 環境をテーマにした(室内)ワークショップ
- (d) 上記のような環境研修は実施していない。

注：エコドライブ研修はここではなくイ環境 B-6 でチェックしてください。

注：EMS で義務付けられた短時間の全社員対象研修は含みません。

注：カフェチェーンは、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください。

注：新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

グリーン購入

7. グリーン購入についてお答えください。

ア グリーン購入を組織的に実施していますか。

- (a) グリーン購入ネットワークのガイドラインに則って実施している。
- (b) 独自のグリーン購入のガイドラインまたは調達基準を作成し実施している。
- (c) 独自の CSR ガイドライン、または調達基準があり、その中にグリーン購入を含んでいる。
- (d) 独自のグリーン購入(調達)方針があり、開示している。
- (e) 独自の CSR 購入(調達)方針があり、その中にグリーン購入を含んでいる。
- (f) グリーン購入は実施していない、もしくは不明。

注：品目ごとに具体的な基準がある場合は(b)または(c)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は(d)または(e)にチェックしてください。

イ 購入実績の公開

購入基準もしくはガイドラインの範疇とした購入物品・サービスに関して、その実績を把握し公開していますか。

- 次の手段で公開している。(複数回答可)
- (a) 環境報告書、CSR 活動報告書等
- (b) ウェブサイト(該当ページ URL:)
- (c) その他(具体的に:)
- (d) 公開していない、もしくは不明。

環境配慮型製品・サービスの自社基準

8. 環境配慮型製品・サービスの自社基準を設定していますか。

- (a) 設定している。その達成率は売上比率で(%)
- 自社基準を公開していますか。

(あ) 公開している。

基準内容:

- (い) 公開していない、もしくは不明。
- (b) 過去に設定していたが、ほとんどの製品が基準をクリアしたので廃止した。
- (c) 過去に設定していたが、_____の理由で廃止した。
- (d) 設定していない、もしくは不明

注:環境ラベリングは、ウ消費者 C-2 でチェックしてください。その自社環境ラベルをつける自社基準がある場合は上記にチェックしてください。

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の環境基準

9.大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る法令に基づく環境基準の適応をどのようにしていますか。

ア 国内

- (a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全ての基準は法律及び当該地域の条例よりも厳しい基準を設定している。
- (b) 全て法律および当該地域の条例の基準どおり遵守している。
- (c) その他()

イ 国外

- (a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全ての基準は当該国の基準もしくは当該地域の基準(条例)よりも厳しい基準を設定している。
- (b) 当該国の基準か、日本の基準かどちらか厳しい基準を採用している。
- (c) 全ての当該国の基準どおり遵守している
- (d) 国外に事業所はない
- (e) その他()

環境コミュニケーション

10. 環境活動や環境問題に関して、環境 NGO 等のステークホルダーとの双方向の意見交換会などを開催していますか。

注:2015 年度以降に開催したものに限ってください。

注:双方向ではないもの、環境 NGO を招いていないもの、政府、自治体の関連機関、外郭団体は除いてください。

注:環境 NGO に限らず多様な NGO、民間団体等を招いた意見交換会については、ここではなく「ウ消費者の D-5」でチェックしてください。

- (a) 毎年度 1 度以上開催している。招聘した環境 NGO 等()
- (b) 毎年度ではないが開催している。招聘した環境 NGO 等()
- (c) CSR 報告書、環境報告書で意見交換会の内容を報告している。
- (d) ウェブサイトで意見交換会の内容を報告している。
- (e) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

注(c)、(d)は開催したのみの報告ではなくどのような内容について意見交換がなされたのかが分かる報告があるものとしてください。

B. 気候変動・地球温暖化防止・エネルギー

1.温室効果ガス削減目標と実績

ア 二酸化炭素の削減目標を設定していますか。設定している場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。不明の箇所は空欄にしておいてください。

注: 目標は絶対量か原単位当りかを選択してください。また区分の()内には、当該社の二酸化炭素排出把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)

注: カフェチェーンの場合、店舗での目標を設定している場合は必ず記入してください。

○ (a) 削減目標設定あり

設定している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

区分 1()

最初に基準を設定した年: 年 現在の基準年: 年

現在の目標年: 年 (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績

区分 2()

最初に基準を設定した年: 年 現在の基準年: 年

現在の目標年: 年 目標 (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績

※ 区分が 3 以上あるときは回答欄をコピーしてお答えください。

○(b)設定なし、もしくは不明。

イ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減目標を設定していますか。

○(a) 削減目標設定あり ○(b)設定なし、もしくは不明。

設定している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

ガス名: 対象にした区分()

最初に基準を設定した年: 年 / 現在の基準年: 年

現在の目標年: 年 目標 (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績:

ウ 企業が間接的に排出するサプライチェーンでの GHG 排出量(スコープ3)の集計の実施状況について

○(a) 集計している。

2017 年度 2018 年度

(集計しているカテゴリーが限定されている場合:)

○(b) 集計していない、もしくは不明。

2. モーダルシフト

ア 商品の配送段階において、モーダルシフトの目標値を設定していますか。

○(a) 設定している。(目標値:) ○(b) 設定していない、もしくは不明。

イ 配送事業のモーダルシフトにどのように取り組んでいますか。

注:実績部分は全体に占める比率をパーセンテージでご回答ください。

- (a) 鉄道輸送への切り替え(具体的取り組みと実績:)
- (b) 船舶輸送への切り替え(具体的取り組みと実績:)
- (c) 自転車配送への切り替え(具体的取り組みと実績:)
- (d) 人力配送への切り替え(具体的取り組みと実績:)
- (e) その他(具体的取り組みと実績:)
- (f) このような取り組みはない。

3.再生可能エネルギーの推進

ア 再生可能エネルギー利活用を促進する方針、指針等を明文化して公表していますか。

- (a) 明文化し公表している。
- (b) 明文化していない、または公表していない、もしくは不明。

イ 再生可能エネルギーの導入目標を設定していますか。

- (a) 設定している (b) 設定していない、もしくは不明。

ウ 国内及び海外の本社、支社、研究所、事業所、工場、店舗、保有地等において次のような再生可能エネルギー設備を導入していますか。

注:廃棄物発電、廃棄物を使ったコジェネレーション等は含みません。(複数回答可)

- (a) 太陽光発電 設置サイト数: 総設置設備容量 :
- (b) 風力発電 設置サイト数: 総設置設備容量:
- (c) バイオマス利用 設置サイト数: 総設置設備容量: 総設置熱利用: (kcal)
- (d) 小型及びマイクロ水力発電 設置サイト数: 総設置設備発電容量:
- (e) 地熱発電 設置サイト数: 総設置設備容量:
- (f) 太陽熱温水器利用 設置サイト数: 総設置熱利用:
- (g) その他の再生可能エネルギー(具体的に:)

※ただし、パーム油発電など環境破壊につながるものを除く。

エ メガワットソーラー、風力発電、バイオマス発電等の大規模な再生可能エネルギー発電設備設置に取り組んでいる場合、地元貢献方針等がありますか。また自然破壊などに結びつかないように地元自治体と環境協定を結んでいますか。

注 地元とは、設置した市町村を指す。ただし大規模な施設で近隣自治体と隣接した地域に設置された場合は、その近隣自治体を含む。

- (a)大規模な再エネ設備を設置している。 (b)大規模な再エネ設備を設置していない。

設置している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

- (あ) 地元貢献方針等を明文化している。
- (い) 地元貢献方針等に従って実施した事例がある。
- (う) 地元貢献方針等を明文化していない。
- (え) 地元貢献方針等を明文化していないが、地元貢献をした事例がある。
- (お) 自社方針はないが、設置した自治体からの要請を受けて地元貢献をした事例がある。

- (か) 地元自治体と環境協定を結んだ事例がある。
 (き) このような取り組みは実施していない。もしくは不明。

オ 電力は再生可能エネルギーを重視して変更(パワーシフト)していますか。

- (a) 全社で、再生可能エネルギーの割合の高い電力事業者に変更した。
(購入先:) (購入開始年月:)
 (b) 一部の事業所で、再生可能エネルギーの割合の高い電力事業者に変更した。
(シフトした事業所:) (購入先:) (購入開始年月:)
 (c) このような、取り組みは実施していない。もしくは不明。

4. 脱原子力と脱石炭火力

ア 脱原子力、または原子力に依存しない方針等を明文化し、公表していますか。

- (a) 明文化し公表している。 (b) 明文化していない、もしくは不明。

イ 石炭火力発電所の新增設に関わらないという方針等を明文化し、公表していますか。

- (a) 明文化し公表している。 (b) 明文化していない、もしくは不明。

5. パリ協定を積極的に支持する、賛同することを発表していますか。

- (a) 文書、ウェブサイト、記者会見等で発表している。
 (b) 発表していない、もしくは不明。

6. 環境対応車の導入とエコドライブ等の取り組みをお答えください。

- (a) 天然ガストラックを導入している。(導入台数 台 導入率 %)
 (b) ハイブリッドトラックを導入している。(導入台数 台 導入率 %)
 (c) EV 車を導入している。(導入台数 台 導入率 %)
 (d) エコドライブ研修を全ドライバーに義務付けている。
 (e) 荷物の積み下ろし時のアイドリングストップを完全実施している。
 (f) 駐車場に電気自動車の充電器スタンドを設置している。
 (g) その他(具体的に:)
 (h) 取り組みはない、もしくは不明。

7. 店舗での省エネルギーのため、次のような取り組みをしていますか。【カフェ】

- (a) 店内の空調温度はできるかぎり省エネを心がけている。
 (b) 店内の空調機器を省エネ機材にしている。(実施店舗: 店舗/ 店舗)
 (c) 店内照明、店頭看板、サインボード等について LED など高効率照明の導入を進めている。
(実施店舗率:)
 (d) 冷蔵ケース、冷凍ケースの脱フロン化を進めている。(実施店舗率:)
 (e) 店内照明器具を削減している。(具体的方法:)
 (f) 新規店舗を建設する際は、省エネルギー設計になるように工夫している。
(具体的に:)
 (g) 高効率給湯器を導入している。(実施店舗率:)
 (h) 燃料電池を利用している。(実施店舗率:)

- (i) 店舗スタッフに、空調や照明の調整について、省エネルギーの視点を入れた指導を行なっている。(具体的に(対象者や研修の頻度など):)
- (j) その他(具体的に:)
- (k) 取り組みはない、もしくは不明。

C ごみ削減の取り組み

3Rの推進の位置づけ

1. 環境方針もしくは環境行動計画等において、省資源、廃棄物の削減を明記していますか。

- (a) 3R の推進と、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明記している。
- (b) 3R の優先順位は明記していないが、省資源、廃棄物削減について明記している。
- (c) 明記していない、もしくは不明。

廃棄物削減目標と実績

2. 廃棄物の削減目標を設定していますか。設定している場合は、削減実績(達成率)を当該社の区分に従って記入してください。

注:目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の()内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。不明の箇所は空欄にしておいてください。

(a) 削減目標を設定している。

区分 1()

最初に基準を設定した年: 年 現在の基準年: 年

現在の目標年: 年

削減目標 (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績

区分 2()

最初に基準を設定した年: 年 現在の基準年: 年 現在の目標年: 年

削減目標 (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績

注:区分が3以上あるときは回答欄をコピーしてお答えください。

(b) 設定なし、もしくは不明。

ゼロエミッション、リサイクル率

3. ゼロエミッション、リサイクルの取り組みについてお答えください。

ア 企業として、ゼロエミッション、または、製品の生産、販売、流通、消費の過程で、再利用を徹底することにより、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方の目標を設定し取り組んでいますか。

【飲料】

注:エネルギーのゼロエミッションは除いてください。

(a) ゼロエミッション等の宣言をしている。

達成目標年:

宣言内容をウェブサイトなどで公表している場合は URL を教えてください()

- 達成度をウェブサイトなどで公開されている場合は URL を教えてください()
- (b) ゼロエミッションの宣言はしていないがゼロエミッションをめざす計画がある。
計画をウェブサイトなどで公表している場合は URL を教えてください()
- (c) ゼロエミッションに関する取り組みはない。

イ 企業として、商品や関連物品の処理・処分について、廃棄物量に対するリサイクル率の目標を設定し、実績を公表していますか。

- (a) 企業全社としてリサイクル率の目標を設定し、実績を公表している。
基準年: 年 目標年: 年 リサイクル率目標:
- (b) 次の各区分でリサイクル率の目標を設定し、実績を公表している。
 (あ) 生産拠点・工場 国内 / 全工場数 海外 /
全工場数 リサイクル率目標:
 (い) 本社・事業所・営業所 / 全事業所 リサイクル率目標:
 (う) 販売拠点・店舗 / 全店舗 リサイクル率目標:
 (え) その他() / 全拠点 リサイクル率目標:
注:区分が(あ)(い)(う)に合わないときは(え)をコピーして記入してください。
- (c) リサイクル率の目標は設定していない、もしくは公表していないが、実績は公表している。実績を公表している資源の種類()
- (d) リサイクル率の目標、実績を公表していない、もしくは不明。

使用物品の削減の取り組み

4. 使用物品の、リサイクル以外の削減についてお答えください。

ア 企業活動に伴う容器・包装の削減目標を設定し、削減を実施していますか。

- (a) 削減目標を設定している。
具体的な削減の内容:
設定している場合
最初に基準を設定した年: 年 現在の基準年: 年
現在の目標年: 年 目標:
(絶対量 or 原単位当り) 現在の基準に対する削減実績:

- (b) 設定なし、もしくは不明。

イ 商品の容器・包装の削減で具体的な取り組みがあり、ウェブサイト、環境 CSR 報告書等で公表していますか。【飲料】

- (a) 商品の過剰包装削減、無包装に取り組んでいる。その場合、(あ)(い)どちらかにチェックしてください。
 (あ) 実績を公表している。
 (い) 実績は公表していない、もしくは不明。
- (b) 商品の容器・包装の軽量化に取り組んでいる。その場合、(あ)(い)どちらかにチェックしてください。
 (あ) 実績を公表している。
 (い) 実績は公表していない、もしくは不明。

○(c) 具体的な取り組みはしていない、もしくは不明。

ウ 店舗での消費者への提供段階において、使い捨て製品の削減を実施し公表していますか。

【カフェチェーン】

□(a) プラスチック以外の使い捨て製品の削減に取り組んでいる。

取り組んでいるもの

□(あ) 割り箸、 □(い) お手拭き、 □(う) 紙コップ等、

□(え) その他()

具体的な取り組み方法()

取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください。

□(あ) 基準年に対する削減率 □(い) その他()

□(b) プラスチックの使い捨て製品の削減に取り組んでいる

取り組んでいるもの()

具体的な取り組み方法()

取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください。

□(あ) 基準年に対する削減率 □(い) その他()

○(c) 上記のような削減とその実績公表について具体的な取り組みはしていない、もしくは不明。

エ 配送用の梱包材や配送用品の削減で具体的な取り組みがあり、ウェブサイト、環境 CSR 報告書等で公表していますか。

□(a) 梱包材・配送用品の削減または軽量化の実施

○(あ) 実施して数値を公表している。

○(い) 数値は公表していない、もしくは不明。

□(b) 梱包材・配送用品のリユース(再使用)

○(あ) 実施して数値を公表している。

○(い) 数値は公表していない、もしくは不明。

□(c) 梱包材・配送用品のリサイクル(再資源化)

○(あ) 実施して数値を公表している。

○(い) 数値は公表していない、もしくは不明。

○(d) 具体的な取り組みはしていない、もしくは不明。

食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組み

5. 飲料を含む食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組みについてお答えください。

ア 飲料の製造段階、納品段階で、食品ロス削減の取り組みを実施していますか。【飲料】

(具体例: 3分の1ルールの見直し、賞味期限・消費期限の表示変更等)

○(a) 実施している。具体的内容()

○(b) 実施していない、もしくは不明。

イ 食材の仕入れ、店舗への納品段階において、食品ロス削減の取り組みを実施していますか。

(具体例: 発注精度の向上、輸送・保管時の品質管理等)【カフェ】

○(a) 実施している。具体的内容()

○(b) 実施していない、もしくは不明。

ウ 店舗での食事提供段階における食品ロス削減の取り組みを実施していますか。
(具体例:メニューで適量の選択可、サラダバー・ドリンクバーの実施など)【カフェ】

- (a) 実施している。具体的内容()
 (b) 実施していない、もしくは不明。

エ 食材の残りや食べ残しを資源として有効利用していますか。【カフェ】

- (a) 実施している。具体的内容()
 (b) 実施していない、もしくは不明。

オ 期限切れや在庫整理で処分する飲料を資源として有効利用していますか。

- (a) 実施している。具体的内容()
 (b) 実施していない、もしくは不明。

D 生物多様性の尊重 森林と海洋の保全

生物多様性保全の方針および計画について

1. 環境憲章、環境方針、CSR 方針等の中で生物多様性保全を明記していますか。

- (a) 生物多様性の保全や尊重について明記している。
 (b) 事業活動が生物多様性に依存していることについて明記している。
 (c) 生物資源の持続可能な利用について明記している。
 (d) 生物多様性から受ける利益の公平な配分について明記している。
 (e) 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化することを記している。
 (f) 事業活動のあらゆる過程において、絶滅の恐れのある野生生物種の生存を脅かさないことを明記している。
 (g) 事業活動のあらゆる過程において、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を招かないことを明記している。
 (h) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

2. 生物多様性の保全に関する計画や目標を策定していますか。

- (a) 生物多様性の保全に関する計画を策定している。
 (b) 事業活動に関連付けて、生物多様性に関する数値目標や将来ビジョンを設定している。
 (c) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

注:社会貢献事業で生物多様性にかかわるものに取り組んでいても、企業活動そのものに対する指針、方針、行動計画、ガイドラインではないものを除きます。

解説:環境省では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で、企業活動が重要な役割を担っているという認識の下、生物多様性に取り組もうとする事業者のための「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」を公表しています。このガイドラインにも紹介されている通り、経産省や事業者団体によるガイドラインも公表されています。

(<http://www.env.go.jp/press/files/jp/107693.pdf>)

解説:愛知目標 戦略目標 A・目標 4 では、「遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分な範囲内に抑える」と掲げられています。

施設の新設・改築

3. 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設・改築にあたって生物多様性に配慮する下記のような取り組みはありますか。

(a) (ガバナンスについて) 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を回避・最小化する指針、方針等がある。

(b) (実施について) 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、IUCN レッドリストやラムサール登録湿地、キー・バイオダイバーシティ・エリア (KBA: 生物多様性の保全に重要として選定された地域 <http://kba.conservation.or.jp/>)、もしくはそれらをまとめた IBAT (生物多様性リスク測定ツール、保護地域や絶滅危惧種の生息地を地図で見ることができる <https://www.ibat-alliance.org/>) などを用いて、保護価値の高いエリアではないことを確認している。

(c) 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して生態系に対する影響を評価し情報開示している。

(d) 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、違法伐採木材の使用を禁止する方針等を明文化している。

(e) 本社・支社、生産拠点や店舗等の敷地内において、生物多様性保全に寄与する取り組みがある。

(取り組み事例: _____)

(f) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

原材料、資源の調達

4. 資材、原材料の調達、購入についてお答えください。

ア 資材、原材料の購入・調達に際して、以下のような基準、配慮を定めている調達基準・ガイドライン、方針等がありますか。

(a) 生物多様性を損なう土地の改変、土壌汚染を引き起こさないこと。

(b) 水系の破壊、水質汚濁を招かないこと。

(c) IUCN レッドリストやラムサール登録湿地、キー・バイオダイバーシティ・エリア、もしくはそれらをまとめた IBAT などを用いて、保護対象に悪影響を及ぼさないこと。

(具体事例: _____)

(d) 上記のような基準はない、もしくは不明。

イ アの(a)~(c)にチェックがある場合、その内容は、自社の調達先にも適用していますか。

(a) 1 次調達先

(b) 2 次調達先

(c) 3 次調達先以上

(d) サプライヤーには遵守を要請していない、または不明。

生物多様性に配慮した原材料調達への取り組み

5. 生物多様性に配慮した持続可能な原材料調達を実施していくための下記のような取り組みはありますか。

注:オーガニック食材の取扱いについては化学物質の2.農薬・化学肥料でご回答ください

- (a) 遺伝子組み換え作物、加工品とも使用しない方針等がある。
- (b) MSC 認証、レインフォレストアライアンス、RSPO 認証等、持続可能な調達を促進する指針がある。(具体的な認証名:)
- (c) MSC 認証、レインフォレストアライアンス、RSPO 認証等の材料を使った商品がある。(具体的な認証名:)
- (d) 紙製品や梱包材に、再生紙または FSC 認証等の認証製品を優先的に購入している。
- (e) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

生物多様性に配慮した鉱物資源調達への取り組み

6. 容器等で使用する鉱物資源の調達について、次のような取り組みがありますか。

- (a) 鉱山からの鉱石からではなく、廃棄物等から分離される再生金属の使用を促進する指針や目標がある。
- (b) 調達先の製錬/精錬所や鉱山開発地を書類等で調査し、生物多様性に著しい影響を及ぼしていないか確認している。
- (c) 調達先の製錬/精錬所や鉱山開発地を視察し、生物多様性に著しい影響を及ぼしていないか確認している。
- (d) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

取引事業者の見直し

7. 生物多様性に悪影響を与えていることが判明した企業との取引関係等を見直す、下記のような方針、基準等がありますか。

- (a) 生物多様性を脅かすような環境破壊を行っているとは判断される事業者との取引を行わない方針がある。
- (b) 生物多様性を脅かすような環境破壊を行っているとは判断される事業者がサプライチェーン内に確認された場合に改善を求める、または商流を見直す方針や基準がある。具体的事例があれば記載して下さい。(具体例:)
- (c) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

生物多様性保全活動

8. 生物多様性の保全、その土地の本来の自然再生と保全、海洋の保全等に関して、実施している具体的な活動事例、主なものを三つ記入してください。

注:原水保全が主目的である森林保全活動は、ここではなく「F 水」でチェックしてください。

活動1)内容()

活動 1)について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a) 主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア) ある NGO・民間団体名()

(イ) ない、もしくは不明。

(b) NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。 NGO・民間団体名()

活動 2)内容()

活動 2) について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a) 主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア) ある NGO・民間団体名()

(イ) ない、もしくは不明。

(b) NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。 NGO・民間団体名()

活動 3) 内容()

活動 3) について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a) 主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア) ある NGO・民間団体名()

(イ) ない、もしくは不明。

(b) NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。 NGO・民間団体名()

抗議活動

9. 国内外で自然環境破壊や生物多様性破壊に関して、住民や環境NGOから抗議運動、反対運動等を起こされている事例がありますか。

(a) 2015 年以降、環境 NGO のウェブサイトでの指摘、抗議、マスメディア報道等がなされた事例、住民からの抗議を受けた事例がある。

(b) 上記のような事例はない。

(c) 不明

E 化学物質・食の安全

1. 合成化学物質

ア. 環境方針もしくは環境行動計画等において、化学物質の削減を明記していますか。

(a) 化学物質の使用を削減することを明記している。

(具体的に:)

(b) サプライチェーンに対しても化学物質の使用を削減することを明記している。

(具体的に:)

(c) 上記のような記述はない、もしくは不明

イ. 社内・店内での化学物質の使用について下記のような取り組みがありますか。

(a) 社屋の清掃や消臭、防虫に合成化学物質を使用しない方針や計画がある。

(具体的に)

(b) 社屋の清掃や消臭、防虫に使用する合成化学物質を削減する方針や計画がある。

(具体的に)

【以下(c)(d)(e)はカフェのみ】

- (c) 店内・厨房での洗浄や清掃、消臭には合成化学物質を使用しない方針や計画がある。
 (具体的に)
- (d) 店内・厨房での洗浄や清掃、消臭に使用する合成化学物質を削減する方針や計画がある。
 (具体的に)
- (e) 店内・厨房での清掃・消毒用の合成化学物質の使用に関する方針や取り組みについて表示
 をしている。
 店内 ウェブサイト その他(具体的に)
- (f) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

例: 厨房やトイレの手洗い洗剤には合成洗剤ではなく、石けんを使用。店内の清掃では合成洗剤
 ではなく、石けんや重曹、クエン酸などナチュラルクリーニングを重視したものを使用。芳香剤や消
 臭剤などは合成化学物質を使用していないものを使用。

ゴキブリ除けにはホウ酸団子を使用するなど、神経に影響があるピレストロイド系や有機リン系のも
 のを使用しない。近年は、合成化学物質に耐性のあるゴキブリが誕生している。

2. 農薬・化学肥料

原材料として用いる農作物(コーヒーや茶葉、ハーブ、カフェチェーンの場合は軽食に使用する野
 菜など)の生産過程において、農薬・化学肥料の使用を削減・規制する 下記の取り組みをしてい
 ますか

- (a) 農薬、化学肥料を使用しない生産者から優先的に購入する方針、計画等がある。
- (b) 農薬、化学肥料を削減した生産者から優先的に購入する方針、計画等がある。
- (c) ネオニコチノイド系農薬を用いている生産者から購入しない方針、計画等がある。
- (d) 有機農産物を優先的に使用することを明文化した方針、計画等がある。
- (e) 農薬や化学肥料の低減や有機農作物の使用を推進するための取り組み等がある。
 取り組み内容(簡単に。もしくは参照 URL をご記入ください)
- (f) 無農薬・無化学肥料もしくは低農薬・低化学肥料、有機農作物を使用した商品がある。
 (具体的に(一例で結構です))
- (g) 農薬や化学肥料に関する方針や使用状況などについて表示をしている。
 メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に)
- (h) 上記のような方針、計画等はない、もしくは不明。

3. 化学合成食品添加物

下記のような化学合成食品添加物を使用しない方針、計画、取り組み等がありますか。

- (a) 化学合成食品添加物を使用しない方針、基準がある。
- (b) 化学合成食品添加物を削減する計画がある。(具体的に)
- (c) 特定の化学合成食品添加物を使用しない方針等がある。
 (具体的な対象となる特定の化学合成添加物名)
- (d) 化学合成食品添加物の使用に関する方針や取り組みについて表示をしている。
 メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に)
- (e) コーヒー用のミルクは、コーヒーフレッシュではなく牛乳を提供している【カフェ】
- (f) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

4.トランス脂肪酸

トランス脂肪酸を含む油・食品の使用についての方針、計画等がありますか。

- (a) トランス脂肪酸を含む油や食品は使用しない方針がある。
- (b) トランス脂肪酸を含む油や食品を削減していく方針や計画がある。(具体的に)
- (c) トランス脂肪酸に関する方針や取り組みについて表示をしている。
(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に))
- (d) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

5.環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)

環境ホルモンについての方針、取り組み等がありますか。

- (a) 環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)と指摘されている化学物質を使用しない方針、計画等がある。
- (b) 食材などを調理・加工する場合の容器包装や調理器具は、PFAS(パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物)が使用されていないものを使用する方針、計画等がある。

【以下(c)(d)(e)はカフェのみ】

- (c) ラップは塩ビ系ではなく、ポリエチレン系を使用している。
- (d) 食材を温める際は、プラスチック容器ではなく、耐熱ガラスや陶器で温めるようにしている。
- (e) 子ども用食器などにはポリカーボネート樹脂素材を使用していない。

(f) 上記のような取り組み・方針等はない、もしくは不明。

注:PFAS(パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物)はフッ素化合物の総称で耐水性や耐火性を高めるため、フライパンなどの調理器具や食材の下に敷くシートなどに使われている。人体での残留性が高く、発がん性や甲状腺への影響が指摘されている。米国のワシントン州とカリフォルニア州サンフランシスコ市では、食品容器へのPFASの使用を制限する法令が可決されている。

参考:https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/19/101500591/?ST=m_news&sfns=mo

食の安全

6.遺伝子組み換え

遺伝子組み換え食材・食品の使用についての方針、計画等がありますか。

- (a) 遺伝子組み換え食材を使用しない方針や計画があるものにチェックをつけてください。
(原材料・調味料全て 原材料のみ その他(具体的に))
- (b) 肉・魚介類・卵について、遺伝子組み換えでない飼料を与えたものを使用する方針や計画がある。(具体的に:)
- (c) 遺伝子組み換え食品の使用を削減していく方針や計画がある。
- (d) 遺伝子組み換え食品に関する方針や取り組みについて表示をしている。
(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に))
- (e) 遺伝子組み換え作物、加工品が材料に含まれる可能性について明記する基準等がある。
- (f) 遺伝子組み換え作物、加工品が材料に含まれていること、もしくは含まれないことをメニュー等誰もが目にする場所に明記している。
- (g) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

7. 抗生物質

抗生物質の使用によって、食材となる家畜や魚のみならず、人間からも耐性菌が見つかるなど世界的な問題になっています。

参考：https://www.huffingtonpost.jp/konomi-kikuchi/chile-salmon-antibiotics_b_10314356.html

- (a) 抗生物質を与えていない家畜の肉・牛乳、魚の使用する方針や計画がある。
(具体的に:)
- (b) 抗生物質を与えていない家畜の肉・牛乳、魚の使用を増やす方針や計画がある。
(具体的に:)
- (c) 抗生物質を与えていない家畜の肉・牛乳、魚を使用している。
(具体的に:)
- (d) 抗生物質を与えていない家畜の肉・牛乳、魚を使用していることを表示している。
(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に:))
- (e) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

8. 放射性物質の検査

放射性物質の含有量に関する方針や基準はありますか。

- (a) 原材料の放射性物質の含有量については食品衛生法に基づく暫定基準値を基準としている。
- (b) 原材料の放射性物質の含有量については、食品衛生法に基づく暫定基準値よりも厳しい独自の基準値を設けている。(具体的に)
- (c) 食材は自主検査を定期的に行なっている。(頻度)
- (d) 自主検査は行なっていないが、生産者や製造業者などに確認を定期的に行なっている。
(頻度)
- (e) 放射性物質に関する対応(方針や基準、検査体制、検査結果など)について公表している。
(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に))
- (f) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

9. 表示基準について

「無添加」「添加物不使用」等の文言を商品の容器包装、店舗、ウェブサイト、チラシ等に表示する場合の基準はありますか。

- (a) 「無添加、添加物不使用」の表示基準がある。
(具体的に)
上記について 公開している 公開していない
- (b) 「無添加、添加物不使用」等の表示に関して基準は設けていない。
- (c) 上記のような表示は行っていない、もしくは不明。

10. お子様メニューへの配慮【カフェチェーンのみ】

お子様メニューがある場合、特に以下のような配慮をされているかどうか教えてください。

- (a) 遺伝子組み換え素材の不使用
野菜 魚 肉 油 穀類 調味料等 その他()
- (b) 肉や魚、牛乳を使用する場合は抗生物質を与えていない家畜、魚によるものを使用

2.水質汚濁の防止

ア 水質汚濁物質の排出削減のために目標を設定し、実績を公開していますか。

- (a) 法令基準以上の自社基準を設定し、実績を公開している。
 (b) 法令順守を目標とし、実績を公開している。
 (c) 目標を設定していない、実績を公開していない、もしくは不明。

イ アで(a)にチェックのある場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。

注: 目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の()内には、当該社の把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。不明の箇所は空欄にしておいてください。

区分 1()

最初に基準を設定した年	年	現在の基準年	年
現在の目標年	年	目標(物質ごとに)	(<input type="radio"/> 絶対量 or <input type="radio"/> 原単位当り <input type="radio"/> 不明)
現在の基準に対する削減実績		最初の基準に対する削減実績	

区分 2()

最初に基準を設定した年	年	現在の基準年	年
現在の目標年	年	目標(物質ごとに)	(<input type="radio"/> 絶対量 or <input type="radio"/> 原単位当り <input type="radio"/> 不明)
現在の基準に対する削減実績		最初の基準に対する削減実績	

※区分が 3 以上あるときは上記の項目をコピーしてお答えください

ウ 水質汚濁物質を削減するための具体的な取り組みを記入してください。

- 1)
- 2)

原水保全、水資源確保

3 原水保全、水資源確保のための事業、活動をしていますか。(複数回答可)

注: 森林保全や回復を主目的とする事業はここではなく、D-7 生物多様性保全活動でチェックしてください。

- (a) 原水涵養のための森林保全活動を行っている。(具体的に:)
- (b) 水源涵養エリアを特定している。
- (c) 水源地の周辺では化学肥料・農薬の使用を禁止または制限している。
- (d) 水源地の周辺では生活排水などの管理を行っている。
- (e) 原水涵養のための農業支援(水田保全、稲刈り後の田んぼの水張り等)を行っている。
(具体的に:)
- (f) 雨水の地下浸透を行っている。(具体的に:)
- (g) 生産拠点等における水リスクの調査、評価を行っている(具体的に:)
- (h) その他の取り組み(具体的に:)
- (i) 具体的な取り組みは行っていない、もしくは不明

4 水道水の利用促進【カフェ】

水道水の利用促進のため、以下のような取り組みをしていますか。

解説:遠方から水を運ぶと輸送や保冷によってエネルギーを使い、気候変動の促進につながります。そのため、水道水を提供することは環境負荷の低減につながります。また、水筒などに水を提供する給水スポットになれば、ペットボトルごみの発生を抑制でき、さらに環境負荷低減につながります。

- (a) 店舗ではミネラルウォーターではなく水道水を提供している。
- (b) 店舗は、マイボトルなどに水道水を提供する給水スポットになっている。
- (c) 具体的な取り組みは行っていない、もしくは不明。

ウ 消費者

A 理念・方針

自社における「消費者の利益」についての位置づけをどのようにしていますか。

注:理念、顧客方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は、a~c にチェックしないでください。

- (a) 企業・経営理念の重要なコンセプトとして「消費者の利益」を本文に明記している。
- (b) 企業・経営理念の中で重要なコンセプトではないが「消費者の利益」について触れている。
- (c) 消費者・顧客方針等があり、その中に「消費者の利益」を明記している。
- (d) 上記の(a)~(c)のような位置づけはしていない、もしくは不明。

B 安全、広告・表示等への取り組み

注:消費者対応は「消費者対応等消費者とのコミュニケーション」で設問を設定しています。

1 安全に関する取り組みをどのようにしていますか。

ア 商品・サービスの品質や安全性・安全体制に関する部署を設置していますか。

- (a) 専任部署がある。(部署名: _____)
- (b) 既存の部署が担当している。(部署名: _____)
- (c) 上記の(a)(b)のような部署は設置していない、もしくは不明。

イ 消費者の安全、利益を損なう事態が発生した場合の緊急対応(被害の拡大防止と被害者救済等)、原因究明、再発防止、消費者への情報発信等の体制をどのようにしていますか。

- (a) 専任部署がある。(部署名: _____)
- (b) 既存の部署で対応することになっている。(部署名: _____)
- (c) 関連部署を横断する対応チーム等を設置している。(対応チーム名: _____)
- (あ) 平常時から設置している。(対応チーム名: _____)
- (い) 問題発生時に設置されるようになっている。(対応チーム名: _____)
- (d) 消費者に対して、迅速な事実の説明、注意喚起を行っている。(もしくはそのための仕組みがある)

- (e) 消費者の不利益・被害救済のための緊急対応を行っている。(もしくはそのための仕組みがある)
- (f) 上記(a)~(e)のような対応はしていない、もしくは不明。

ウ 品質・安全の基準の策定やその内容をどのようにしていますか。

- (a) 品質・安全のマニュアルや基準等で消費者の安全を第一優先とする内容が定められている。
- (b) 上記基準は存在しないが、行動規範等で消費者の安全への取組みに関する規定がある。
(具体的内容:)
- (c) 上記の(a)(b)のような基準はない、もしくは不明。

2 消費者への広告・表示への取組みをどのようにしていますか。

ア 消費者に適切な広告・表示を行うために対応部署・委員会等を設置していますか。

- (a) 専任の部署・専任の担当者を設置している。(部署名:)
- (b) 社内役員や関連部署で構成される横断的な委員会等を設けている。
(委員会名:)
- (c) (a) (b)の取組みに消費者団体や外部の有識者等を入れている。
(c)にチェックをした場合、以下の取組みをしていますか。
- 外部の有識者に消費者や消費者団体、NPO、NGO が入っている。
(消費者団体名・有識者名:)
- (d) その他の取組みがある。(具体的に:)
- (e) 上記の(a)~(d)のような取組みはない、もしくは不明。

イ 適切な広告・表示のための基準はありますか。

- (a) 基準がある。(基準名:)
- (b) 基準はないが、方針・行動規範等他の規定で対応している。
(例:)
- (c) 上記の(a)(b)のような基準はない、もしくは不明。

ウ グリーン・ウォッシュ、ブルー・ウォッシュ、SDGs ウォッシュ防止への取組みをしていますか。

注: グリーンウォッシュとは、環境の取組みで消費者に優良誤認をあたえる危険性のある表示、広告等。

なお、「優良誤認」とは、景品表示法第 5 条第 1 号に禁止されている表示で、その内容は次のものである。

(1) 実際のものよりも著しく優良であると示すもの

(2) 事実に相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの

注: ブルーウォッシュとは、社会倫理・人権等の取組みで消費者に優良誤認をあたえる危険性のある表示、 広告等。

注: SDGs ウォッシュとは、SDGs への取組みにおいて、消費者に優良誤認を与える危険性のある表示・広告等。

- (a) 専任の部署がある。(たとえば CSR 部署等)。(部署名:)
- (あ) グリーンウォッシュ (い) ブルーウォッシュ (う) SDGs ウォッシュ
- (b) 関係する部門の横断的な委員会等がある。(委員会名:)

- (あ) グリーンウォッシュ (い) ブルーウォッシュ (う) SDGs ウォッシュ
- (c) 防止のためのガイドラインがある。(ガイドライン名: _____)
- (あ) グリーンウォッシュ (い) ブルーウォッシュ (う) SDGs ウォッシュ
- (d) 防止のため、チェックをしている。
- (d)にチェックした場合、その対象は以下のどれになりますか。**
- (あ) 広告
- (i) グリーンウォッシュ (ii) ブルーウォッシュ (iii) SDGs ウォッシュ
- (い) ラベル
- (i) グリーンウォッシュ (ii) ブルーウォッシュ (iii) SDGs ウォッシュ
- (う) ウェブサイト
- (i) グリーンウォッシュ (ii) ブルーウォッシュ (iii) SDGs ウォッシュ
- (え) 環境報告書、CSR 報告書等の報告書
- (i) グリーンウォッシュ (ii) ブルーウォッシュ (iii) SDGs ウォッシュ
- (お) その他(具体的に: _____)
- (e) 防止のため、NGO や消費者団体との対話や協働を行なっている。
- (f) 関連部門を対象とした防止のための研修を行なっている。
- (g) 全社員を対象とした防止のための研修を行っている(e ラーニングを含む)。
- (h) 防止のため、バリューチェーン全体で取り組んでいる。
- (i) 防止のため、広告会社、メディア等と連携している。
- (j) 上記の(a)~(i)のような取り組みはない、もしくは不明。

C 持続可能性に関わる商品・サービスの提供

1 持続可能性に関わる商品・サービスの提供にどのように取り組んでいますか。

- (a) 持続可能性に関わるラベルの記載や表示をしている商品・サービスがある(例: _____)。
- (b) 持続可能性に関わる商品・サービスの使用を消費者に積極的に促している。(具体例: _____)
- (c) 消費者の持続可能な消費(エシカル消費)を促すために、社会・環境課題を積極的に開示している。
- (d) その他(具体的に: _____)
- (e) 上記の(a)~(d)のような商品・サービスあるいは情報提供の取り組みはない、もしくは不明。

2. 環境ラベルによって消費者への訴求を行っていますか。

ア 環境ラベルによる情報開示はどのタイプで行っていますか。(複数回答可)。

- (a) エコマークなど第三者審査を受けたタイプ I で環境ラベルによって環境情報を開示している。
- (b) 自社独自基準による環境ラベルタイプ II で環境情報を開示している。
- (c) ISO14020 でのタイプ III 型環境ラベルで、全工程における環境負荷を定量的に開示している。
- (d) その他の取り組みを行っている。(具体的には: _____)
- (e) 上記(a)~(d)のような取り組みを行っていない。
- (f) 環境ラベルをつけるような製品を出していない

イ 上記環境ラベリングを行っている製品・サービスの、全製品・サービスに占める割合(概数)*

- (a) タイプⅠエコマークなど %
- (b) タイプⅡ自社独自ラベル %
- (c) タイプⅢラベル %

D 消費者対応等消費者とのコミュニケーション

1 消費者対応部署を設置していますか。

- (a) 専任部署がある。(部署名:)
- (b) 兼任部署が担当している。(部署名:)
- (c) 上記の(a)(b)のような部署は設置していない、もしくは不明。

2 消費者からの不満や苦情、要望に迅速に応えるための取り組みと社内の情報共有の仕組みがありますか。

- (a) よくある質問と回答については、「Q&A」を作成し公開している。
- (b) お客様相談センターなどは、平日は日中だけではなく夜間にも対応している。
- (c) お客様相談センターなどは、休日も受け付けている。
- (d) 日本国内のお客様相談センターなどで日本語以外の言語にも対応している。
- (e) 電話だけではなく、FAX、メール、LINE等多様な手段を用意して相談を受け付けている。
(具体的に:)
- (f) その他(具体的に:)
- (g) 上記の(a)~(f)のような取り組みはない、もしくは不明。

3 消費者の意見の反映のための取り組みをしていますか。

- (a) 事業部門に反映する仕組みがある。
- (b) 経営会議に定期的に情報をあげている。
- (c) 消費者の声に基づく商品・サービスの改善を行っている。
(c)にチェックした場合に、改善内容の公表をしていますか。
 - (あ) 改善内容を公表している(事例がない場合は「ない」旨の公表を含む)。
 - (い) 改善内容を公表していない。
- (d) 上記の(a)~(c)のような取組みはない、もしくは不明。

4 ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関わる取り組みをしていますか。【カフェ】

注 飲料メーカーは回答不要です。

ア メニュー、店頭表示、店内設備等について、多様な消費者が利用するための指針を策定していますか。

- (a) 指針を策定し、公開している。(名称:)
 - (あ) 公開している。 (い) 公開していない。
- (b) 指針を策定していない、もしくは不明。

イ メニュー、店頭表示、店内設備等について、多様な消費者が利用するための次のような取り組みがありますか。

- (a) UD フォントを使用している。
- (b) カラーユニバーサルデザインを使用している。
- (c) 日本語以外の言語併記をしている。

- (d) 言語に依存しないピクトグラムを使用している。
- (e) 点字での表記をしている。
- (f) スタッフが筆談対応をしている。
- (g) その他の取り組みをしている。(具体的に: _____)
- (h) 上記の(a)～(g)に取り組んでいない、もしくは不明。

注:バリアフリーに関しては、ここではなく、「エ 人権・労働 B3ウ」にチェックをしてください。

5 消費者団体等ステークホルダーとの対話・エンゲージメントを行っていますか。

注:2015 年度以降に開催したものに限ります。

注:環境 NGO との対話は、ここではなく「ア環境 A」で回答してください。

消費者団体、人権 NGO、海外協力・支援 NGO、動物保護 NGO 等ステークホルダーとの双方
向の意見交換会などを開催していますか。

- (a) 毎年度 1 度以上開催している。
(招聘した消費者団体、NGO 等: _____)
- (b) 毎年度ではないが開催している。
(招聘した消費者団体、NGO 等: _____)
- (c) 消費者団体と協働の取り組みを行っている
(事例: _____)
- (d) ツールとしてツイッターやフェイスブック等 SNS をステークホルダーとの意見交換に活用して
いる。
(事例: _____)
- (e) 上記の取り組みは実施していない、もしくは不明。

E 従業員研修

1. 消費者の利益を実現するための従業員研修を実施していますか。

注:2015 年度以降に実施しているものに限る。またマーケティング研修は含まない。

- (a) 消費者に関する法律や制度などを含むカリキュラム化された消費者教育を実施している。

(e ラーニング、集合教育を問わない)

(a)にチェックをした場合、以下のどれになりますか。

- (あ) 全従業員が対象 (い) 一部の従業員が対象(具体的に: _____)
- (う) 一部の部署が対象 (え) 幹部職員・管理職が対象 (お) 希望者のみが対象
- (b) 単発の講演・研修会を実施している。
- (c) 上記(a)(b)の研修に、消費者団体や NPO、NGO から講師を招いている。
(例: _____)
- (d) 消費者団体が実施する講演・研修会に従業員を参加させている。
(例: _____)
- (e) 上記(a)～(d)のような研修は実施していない、もしくは不明。

2. 従業員に消費者問題等の資格取得を支援していますか。

- (a) 全従業員に消費者問題あるいは消費生活相談に関する資格の取得を奨励している。
- (b) 消費者対応部門の従業員に消費者問題あるいは消費生活相談に関する資格の取得を奨励している。

○(c) 上記の(a)(b)のような資格取得の奨励は実施していない、もしくは不明。

3. 従業員に消費者啓発・教育を実施していますか。

(a) 実施している。

(a)にチェックをした場合、その対象者は以下のどれになりますか。

(あ) 全従業員 (い) 一部の従業員(具体的に: _____)

(b) 上記(a)のような研修は実施していない、もしくは不明。

F 消費者啓発・教育

1 消費者の不利益・被害防止をするために消費者への啓発・教育を行っていますか。

(a) 製品・サービスを安全に使用するための注意喚起、啓発・教育を実施している。

(事例: _____)

(b) 広告・表示に関する注意喚起、啓発・教育を実施している。

(事例: _____)

(c) (a)(b)に関してウェブサイトで実施している。

(URL: _____)

(d) (a)(b)に関して冊子などで提供している。

(冊子名: _____)

(d)にチェックをした場合、その提供先は以下のどれになりますか。

(あ) 消費者 (い) 業界団体 (う) 消費生活センター等 (え) 学校

(お) その他(具体的に: _____)

(e) 上記(a)～(d)のような取り組みはない、もしくは不明。

2. 持続可能な消費(エシカル消費)を促す情報提供、啓発・教育を行っていますか。

(a) 持続可能な消費(エシカル消費)を促すために、消費者に社会・環境課題を明確にした啓発・教育を行っ

ている。(具体的に: _____)

(b) 持続可能な消費(エシカル消費)を促すために、冊子等を作成して広く提供している。

(具体的に: _____)

(b)にチェックをした場合、その提供先は以下のどれになりますか。

(あ) 消費者 (い) 業界団体 (う) 消費生活センター等 (え) 学校

(お) その他(具体的に: _____)

(c) 消費者の行動が環境影響に関わることの情報を提供している。

(具体的に: _____)

(d) 消費者の行動が人権等に関わることの情報を提供している。

(具体的に: _____)

(e) 持続可能な消費(エシカル消費)を促すために、ウェブサイトで啓発・教育を実施している。

(URL: _____)。

(f) 上記(a)～(e)のような取り組みはない、もしくは不明。

G 情報提供・開示

1 商品・サービスの選択や使用に役立つ、以下の情報について、ウェブサイトを活用していますか。

- (a) 安全に関する情報を掲載している。
- (b) 広告・表示に関する情報を掲載している。
- (c) 商品・サービスおよびこれらのサプライチェーンについての環境影響に関する情報を開示している。
- (d) 商品・サービスのサプライチェーンに関わる人権等の課題に関する情報を開示している。
- (e) 消費者からの改善提言等への対応について、その経緯も含め公表している。
- (f) 消費者の行動が、社会・環境等に与える影響について情報提供している。
- (g) 消費者団体等ステークホルダーとの対話等について情報開示している。
- (h) ウェブサイトは、多言語対応をしている(カ国語)(日本語を含む)。
- (i) ウェブサイトは、アクセシビリティを確保するため、社内や外部の基準に沿って作成している。
- (j) ウェブサイトは、スマートフォンに対応している。
- (k) 消費者からの問合せ先等について、トップページに掲載している。
- (l) 音声による情報提供している。
- (m) 上記(a)~(l)のような取り組みはない、もしくは不明。

2 消費者への情報提供・説明責任を果たすために、報告書でどのように発信していますか。

- (a) 各種報告書において、消費者への情報提供や説明責任を果たすための内容を記載している。

(報告書名:)

(a)にチェックした場合、その報告書に掲載の内容は、以下の内容を含みますか。

- (あ) 安全に関する情報
- (い) 広告・表示に関する情報
- (う) 消費者対応に関する情報
- (え) 商品・サービスおよびこれらのサプライチェーンについての環境影響に関する情報
- (お) 商品・サービスのサプライチェーン上の人権等に関わる自社の取り組みについて、プラスの影響のみならずマイナスの影響についての情報
- (か) 消費者団体等との対話に関する情報
- (き) その他(具体的に:)
- (b) 特に消費者対応に関わる報告を行っている(例.消費者対応報告書、お客さま対応報告書)
(報告書名:)
- (c) その他(例:)
- (d) 上記(a)~(c)のような取り組みはない、もしくは不明。

エ 人権・労働

A 人権についての基本方針など

1. 「人権の尊重」を自社の基本方針として企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにおいて明文化していますか。

- (a) 明文化している。
- (b) 明文化していない、もしくは不明。

2. 「世界人権宣言」「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言 (ILO 中核的労働基準)」などを支持し、自社の基本方針に取り入れていますか。

注: 「国連グローバル・コンパクト」10 原則の支持・採用については、「ア 持続可能な開発 (社会)」B-1 に回答してください。

- (a) 「世界人権宣言」を支持し、基本方針に取り入れている。
- (b) 「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言」を支持し、基本方針に取り入れている。
- (c) 差別やハラスメントの禁止に関して明文化している。
- (d) 取り入れていない、または不明。

3. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」)に関する取り組みを行っていますか。

- (a) 人権の基本方針で、指導原則の支持を打ち出している。
- (b) 人権デューディリジェンスはまだ実施していないが、実施する具体的な予定がある。
- (c) 人権デューディリジェンスを部分的に実施している (人権影響評価など)。
- (d) 人権影響評価による負の影響の特定から、取り組みの開示に至る、人権デューディリジェンスの全プロセスを実施している。
- (e) 行っていない、もしくは不明。

注: 「指導原則」と「人権デューディリジェンス」については、以下を参照。
<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>

4. 従業員、管理職、役員に対して、定期的に人権の尊重についての研修を行っていますか。また、日常的な取り組みや振り返りを行っていますか。

- (a) 従業員向け (入社時含む) の研修を行っている。
- (b) 管理職向けの研修を行っている。
- (c) 役員向けの研修を行っている。
- (d) 人権の基本方針や社員行動規範 (Code of Conduct) の職場での掲示や社員手帳への掲載、朝礼での確認や事例紹介など、社員が日常的に人権尊重に取り組める工夫をしている。(具体的に:)
- (e) 研修や日常的な取り組みは行っていない、または不明。

5. 人権問題全般に関する総合的な社内相談窓口を設けていますか。

- (a) 相談窓口があり、なおかつ相談の秘密が確実に担保されている。
- (b) 相談窓口はあるが、相談の秘密の担保については考慮されていない。
- (c) 相談窓口を設けていない、または不明。

B 多様性 (ダイバーシティ) に配慮した働きやすい職場環境の整備

1. 女性の活躍

ア. 「女性活躍推進法」(2016 年施行) に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析 (特定) を行っていますか。

参考: 調査の際の参考データベース: <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

- (a) 「女性採用比率」について状況把握・改善点の分析を行っている。

- (b) 「勤続年数男女差」について状況把握・改善点の分析を行っている。
- (c) 「女性管理職比率」について状況把握・改善点の分析を行っている。
- (d) いずれも行っていない、または不明。

イ. 上記法律に基づき、「一般事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知を行っていますか。また「えるぼし」認定を受けていますか。

- (a) 「一般事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知をすべて行っている。
- (b) 「一般事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知のいずれかを行っている。
- (c) 「えるぼし」認定を受けている。

参考:女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業に対して厚生労働大臣から与えられる認定制度 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000483387.pdf>

- (d) いずれも行っていない、または不明。

ウ. 結婚し戸籍上改姓した女性(男性)の職場での旧姓使用を認めていますか。

- (a) 認めている。
- (b) 認めていない、または不明。

エ. 女性差別やセクシャルハラスメントの防止のために、以下の取り組みを行っていますか。

注:セクシュアルハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット2ページを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujoudokateikyoku/0000181888.pdf>

- (a) 女性差別やセクシャルハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している。(「女性差別」または「セクシャルハラスメント」などの文言が明記されていること)
- (b) 女性差別やセクシャルハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (c) 女性差別やセクシャルハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (d) 女性差別やセクシャルハラスメントに特化した相談窓口を設置している。
- (e) 女性差別やセクシャルハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している。
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

2. 従業員の子育て支援策

ア. 従業員の出産や育児を積極的に促進する休暇制度がありますか。

- (a) 法定を上回る産休制度がある。

参考:法定は産前 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)、産後 8 週間。

- (b) 法定には無い、配偶者の出産休暇(有給)制度がある。

参考:妻の出産に付き添う夫のための休暇制度。入院日から出産後2週間までのあいだに2日、などが一般的。

- (c) 法定を上回る育児休暇(育児休業)制度がある。

参考:法定は最長1歳6か月まで。保育園に入れない場合などは申し出によって最長2 歳まで。

(d) 法定を上回る(日数、有給等)子どもの看護休暇制度がある。

参考:法定は年間子ども 1 人につき 5 日まで、2人以上の場合最大 10 日/無給。

(e) 法定を上回る制度はない、または不明。

イ. 小学校就学前の子を持つ社員が利用できる次のような制度がありますか。

(a) 短時間勤務・フレックスタイム・始業終業時刻の繰り上げ繰り下げなど、勤務時間を柔軟にする制度

(b) 所定外労働をさせない制度

(c) 事業所内託児施設の運営

(d) 事業所内授乳・搾乳室の整備

(e) 育児サービス費用を補助する制度

(f) その他()

(g) 上記のいずれの制度もなし、または不明。

ウ. 従業員の仕事と子育ての両立を図るための以下の認定・表彰を受けていますか。

(a) 厚生労働大臣による「くるみん」認定を受けている。

参考:子育てとの両立を図るための一般事業主行動計画を策定・公表・周知し、目標を達成し一定の要件(男性育児休業取得率 7%以上、女性 75%以上、短時間勤務措置など)を満たした企業が認定される。<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/kurumin/>

(b)「プラチナくるみん」認定を受けている。

(c)「イクメン企業アワード」の表彰を受けたことがある。

参考:<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/list/>

(d) 自社の管理職が「イクボスアワード」の表彰を受けたことがある。

参考:<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/list/>

(e)「イクメンサポーター宣言」を行っている。

参考:https://ikumen-project.mhlw.go.jp/supporter_group/entry/

(f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

エ. 妊産婦・育児中従業員に対する差別やマタニティハラスメントの防止のために、以下の取り組みを行っていますか。

参考:2017 年 1 月 1 日より、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法の改正により、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」防止のための措置が、すべての事業主に義務付けられています。

参考 URL:

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf\(pp.4-6\)](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf(pp.4-6))

(a) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している。(「妊産婦・育児中従業員への差別」または「マタニティハラスメント」などの文言が明記されていること)

(b) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている。

(c) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている。

- (d) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントに特化した相談窓口を設置している。
- (e) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している。
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

3. 障害者雇用および職場のバリアフリー化

ア. 「障害者雇用促進法」において、雇用する労働者の 2.2% に相当する障害者を雇用することを義務付けてられていますが、遵守していますか。

- (a) 労働者の 2.2% に相当する障害者を雇用している。
- (b) 2.2% には達していないが、今後の目標としてロードマップを作成している。
- (c) 2.2% に達しておらず、目標ロードマップも作成していない、または不明。

イ. 障害者の雇用促進、活動支援のために、何か行っていることはありますか。

注: 職場における合理的配慮については質問「3」でご回答ください。

- (a) 行っている。(具体的に:)
- (b) 行っていない、または不明。

ウ. 職場のバリアフリー化など、障害のある従業員への「合理的配慮」を行っていますか。

注: 本社または従業員数の多い職場、または障害者が勤務している職場のいずれか一カ所でも行っていればチェックしてください。

注: カフェチェーンについては、店舗への設置も含みます。

- (a) 段差の解消(車いすスロープの設置)
- (b) エレベーターや昇降機の設置
- (c) 車いす使用者のための作業スペースの工夫
- (d) 点字ブロックの設置
- (e) 点字案内板の設置
- (f) 車いす用トイレの設置
- (g) 聴覚障害者のための筆談ボードの導入
- (h) 手話通訳者の配置
- (i) 火災報知器と連動する電光案内板の導入
- (j) 通院が必要な障害者のためのフレックスタイムの導入
- (k) その他 (具体的に:)
- (l) まだいずれも行っていないが、今後の目標としてロードマップを作成している、あるいは設置に向けて準備中。
- (m) 特にバリアフリー化を行っておらず予定もない、または不明。

エ. 障害者差別やハラスメントの防止のために、以下の取り組みを行っていますか。

- (a) 障害者差別やハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している。

注: 「障害者差別」などの文言が明記されているものに限りです。

- (b) 障害者差別やハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている。

- (c) 障害者差別やハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (d) 障害者差別やハラスメントに特化した相談窓口を設置している。
- (e) 障害者差別やハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している。
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

4. LGBT に対する配慮

ア. 職場環境において LGBT 当事者への配慮がなされていますか。

- (a) 職場に男女共用トイレを設置している、または、場所を明示している。
- (b) 更衣室に関してトランスジェンダーへの配慮がなされている。
- (c) トランスジェンダーの職場での性別移行に関して、支援体制がある(通称使用など)。
- (d) 同性パートナーを可能な範囲で異性の配偶者と同じように扱うよう、福利厚生制度が整備されている。
- (e) LGBT に関する社内グループがある、または、ダイバーシティ推進組織の中で LGBT もテーマに入っている。
- (f) 特に何も行われていない、または不明。

イ. LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止のために、以下の取り組みを行っていますか。

- (a) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している。(「LGBT 差別」「性的指向・性自認」などの文言が明記されていること。)
- (b) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (c) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (d) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントに特化した相談窓口を設置している。
- (e) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している。
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

5. パワーハラスメントの防止

パワーハラスメント防止のために、以下の取り組みを行っていますか。

参考: パワーハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット3ページを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf>

- (a) パワーハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している。
注: 「パワーハラスメント」の文言が明記されているものに限りです。
- (b) パワーハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている。
- (c) パワーハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている。

- (d) パワーハラスメントに特化した相談窓口を設置している。
- (e) パワーハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している。
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明。

C. 自社における労働搾取の防止、労働者の権利の保護

1. 児童労働(義務教育を妨げる労働や 18 歳未満の危険・有害な労働)をなくすための取り組みを行っていますか。

- (a) 企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにおいて、自社およびサプライチェーンにおける児童労働の禁止を明文化している。
- (b) 自社で児童労働の有無を確認する調査や監査を定期的に行っている。
(頻度や方法など、具体的に:)
- (c) 自社で児童労働が見つかった場合の是正措置・具体的な対応について、計画やガイドラインがある。
(具体的に:)
- (d) 児童労働問題の解決をめざした商品を開発し・販売している。
- (e) 児童労働問題の解決をめざし、NGO と協力している。(NGO 名称:)
- (f) その他、自社での児童労働を防ぐための取り組みを行っている。
(具体的に:)
- (g) 上記のような取り組みはない、または不明。

2. 意思に反する就労や不当に不利な労働条件をなくし、人身取引や強制労働を防ぐために、以下の配慮を行っていますか。(特に外国人労働者について)

- (a) 「強制労働」または「人身取引(人身売買)」の禁止を企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにおいて明文化している。
- (b) 職業斡旋手数料や保証金の徴収、または債務労働(雇用者が労働者に保証金・手数料・渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること)を禁止している。
- (c) 証明書・パスポート等の保管を禁止している。
- (d) 労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡している。
- (e) 離職の自由を保障している。
- (f) 携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じていない。
- (g) ルール違反があった場合の金銭徴収(罰金)、体罰、虐待などを禁止している。
- (h) 労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払いの脅しなどによって、行動を制限することを禁止している。
- (i) 新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みがある。
- (j) 強制労働または人身取引についての研修を行っている。
- (k) 強制労働や人身取引が発見された場合、現地警察や NGO と連携する用意がある。
- (l) 取り組みを行っていない、または不明。

3. 長時間労働を防ぐために、何らかの手立てを講じていますか。

- (a) 日本の労働時間関連法令に従っている。(労働時間について違反を問われたことはない)
- (b) 時間外労働の上限を決め、従うように指導している。
- (c) 時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止している。

- (d) 休日出勤・有給休暇等の規定があり、それに従うように指導している。
- (e) 手立てを講じているかどうか不明。

4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか。

- (a) 日本の法定最低賃金を遵守している。(最低賃金について違反に問われたことがない)
- (b) 時間外手当(残業代)についての法令を遵守している。(時間外手当などについて違反を問われたことがない)
- (c) 「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みがある。
- (d) 賃金未払いを禁止している。
- (e) 「強制積み立て(強制貯金)」など不当な天引きを禁止している。
- (f) 外国人労働者に対する賃金差別を禁止している。
- (g) その他具体的に()
- (h) 労働搾取を防ぐための手立てがない、または不明。

5. 「結社の自由(団結権)」「団体交渉権」を尊重し、労働組合の結成を認めていますか。

- (a) 結社の自由の尊重を明文化している。
- (b) 団体交渉権の尊重を明文化している。
- (c) 労働組合の自由な結成を認めている。
- (d) ユニオン(合同労働組合)への個人加入を認めている。
- (e) 労働組合員に対する差別やハラスメントを禁止している。
- (f) 上記のような団結権・団体交渉権等に関する規定はない、または不明。

6. 労働者の権利の侵害について、批判を受けたことがありますか。

- (a) ブラック企業大賞にノミネートされたことがある。
- (b) 過去3年以内に、労働基準関係法令違反の指摘を受けたことがある。(具体的に:)
参考:<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf>
- (c) その他の批判を受けたことがある。(具体的に:)
- (d) 労働者の権利の侵害について批判を受けたことはない、または不明。

D. サプライチェーンにおける労働搾取の防止、労働者の権利の保護

注:国内外を問いませんが、国内については特に外国人技能実習生や留学生など労働搾取に遭いやすいグループを念頭に置いています。

1. サプライヤーに対して人権の尊重を要請していますか。

- (a) サプライヤーに対し、人権尊重の要請を明文化して提示している。
- (b) サプライヤーにおける人権尊重への取り組み状況を、調達先選定の判断基準にしている。
- (c) そのような要請はしていない、または不明。

2. サプライヤーの人権尊重への取り組み状況について、調査や監査を行っていますか。

- (a) 調査を行っている。(頻度、方法など具体的に:)
- (b) 監査を行っている。(頻度、方法など具体的に:)
- (c) 行っていない、または不明。

3. フランチャイズ店の従業員の労働環境に配慮するように指導・監督を行っていますか。【カフェ】

- (a) 指導・監督を行っている。(具体的に:)
 (b) 指導・監督は行っていない、または不明。

4. サプライヤーに対して、児童労働(義務教育を妨げる労働や 18 歳未満の危険・有害な労働)をなくすための取り組みを要請していますか。

- (a) 一次サプライヤーに、児童労働の禁止を要請している。(調達ガイドラインに定めている)
 (b) 二次サプライヤー以上に、児童労働の禁止を要請している。(調達ガイドラインに定めている)
 (c) 一次サプライヤーにおいて、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている。
(頻度や方法など、具体的に:)
 (d) 二次サプライヤー以上において、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている。
(頻度や方法など、具体的に:)
 (e) サプライヤーにおいて児童労働が見つかった場合(外部団体・メディア等からの指摘を含む)の是正措置・具体的な対応について、計画やガイドラインがある。
(具体的に:)
 (f) その他、サプライチェーンにおける児童労働を防ぐための取り組みを行っている。
(具体的に:)
 (g) 上記のような取り組みはない、または不明。

5. サプライヤーに対して、意思に反する就労や不当に不利な労働条件をなくし、人身取引や強制労働を防ぐために、以下の要請を行っていますか。(特に外国人労働者について)

- (a) 「強制労働」または「人身取引」を禁止すること。
 (b) 職業斡旋手数料や保証金の徴収、および債務労働(雇用者が労働者に保証金・手数料・渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること)を禁止すること。
 (c) 証明書・パスポート等の保管を禁止すること。
 (d) 労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡すこと。
 (e) 離職の自由を保障すること。
 (f) 携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じないこと。
 (g) ルール違反があった場合の金銭徴収(罰金)、体罰や虐待などを禁止すること。
 (h) 労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払いの脅しなどによって行動を制限することを禁止すること。
 (i) 新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みを作ること。
 (j) 強制労働または人身取引についての研修を行うこと。
 (k) 強制労働や人身取引が発見された場合、現地警察や NGO と連携すること。
 (l) 上記取り組みの要請を行っていない、または不明。

6. サプライヤーに対して、長時間労働を防ぐために、何らかの手立てを講じる要請をしていますか。

- (a) その国の労働時間関連法令に従うこと。
 (b) 時間外労働の上限を決め、従うように指導すること。
 (c) 時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること。
 (d) 休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること。

○(e) 手立てを講じるよう要請しているかどうか不明。

7. サプライヤーに対して、最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じる要請をしていますか。

- (a) その国・地域の法定最低賃金を遵守すること。
- (b) 時間外手当(残業代)についての法令を遵守すること。
- (c) 「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みを作ること。
- (d) 賃金未払いを禁止すること。
- (e) 「強制積み立て(強制貯金)」など不当な天引きを禁止すること。
- (f) 外国人労働者に対する賃金差別を禁止すること。
- (g) その他(具体的に:)
- (h) 労働搾取を防ぐための取り組みを要請していない、または不明。

8. サプライヤーに対して、「結社の自由(団結権)」「団体交渉権」を尊重し、労働組合の結成を認めるよう、以下のことを要請していますか。

- (a) 結社の自由の尊重を明文化すること。
- (b) 団体交渉権の尊重を明文化すること。
- (c) 労働組合の自由な結成を認めること。
- (d) ユニオン(合同労働組合)への個人加入を認めること。
- (e) 労働組合員に対する差別やハラスメントを禁止すること。
- (f) 上記のような団結権・団体交渉権等に関する規定を定めることは要請していない、または不明。

9. サプライヤーにおいて、労働者の権利の侵害について、批判を受けたことがありますか。

- (a) 過去3年以内に、国内サプライヤーが労働基準関係法令違反の指摘を受けたことがある。
参考: 労働基準関係法令違反に係る公表事案(2018年9月～2019年8月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>
(具体的に:)
- (b) サプライチェーン(国内外問わず)における労働者の権利の侵害が批判を受けたことがある
(具体的に:)
- (c) サプライチェーンにおける労働者の権利の侵害への批判を受けたことはない、または不明。

10. 「2015年英国現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015)」への対応を行っていますか。

参考: 「英国現代奴隷法」の概要と、同法が英国内で事業を行う企業に求めている要求事項については、以下の「Sustainable Japan」のサイトを確認してください。「英国現代奴隷法、日本企業はどう対応すべきか～下田屋毅氏の欧州 CSR 最新動向～」

<https://sustainablejapan.jp/2016/07/13/modern-slavery-act/22928>

参考: 「英国現代奴隷法」への各社の対応状況については、以下のサイトを確認してください。

<https://www.modernslaveryregistry.org/>

- (a) 英国現代奴隷法への対応として、「奴隷と人身取引に関する声明」を公表している。
- (b) 「奴隷と人身取引に関する声明」はまだ公表していないが、準備はしている。
- (c) 「奴隷と人身取引に関する声明」は公表していない、または不明。

○(d) 英国現代奴隷法の対象外である(=イギリス国内で事業を行っていない、または世界での売上高が 3600 万ポンド[約 50 億円]以下である)。

E フェアトレード

注:ここで取り上げる「フェアトレード」とは、国際フェアトレード認証を取得している原料、製品を言います。

1. 社内でフェアトレード調達を推進していますか。

注:カフェチェーンの店舗内での提供はここでは含めず、E-3 で扱います。

- (a) 社員食堂での提供や接客用に、フェアトレードのコーヒー、紅茶、砂糖等を使用している。
- (b) 社員食堂などでフェアトレード食材(味噌、醤油、ゴマ、ゴマ油、砂糖、ハーブ類等)を使ったメニューを出している。
- (c) ノベルティグッズや記念品などにフェアトレード・コットンを使用したトートバッグ、T シャツなどフェアトレード製品を使っている。
- (d) フェアトレードについての研修・セミナー等を行っている。
- (e) フェアトレード以外の認証システム(レインフォレストアライアンス等)の製品を調達している。
(具体的に:)
- (f) その他(具体的に:)
- (g) 特にフェアトレード調達の推進は行っていない、または不明。

2. フェアトレードの製品を製造していますか

- (a) フェアトレードの製品を製造している。
- (b) フェアトレードの原材料を使った製品を製造している(例:国際フェアトレード認証カカオ調達プログラムなど)。
- (c) フェアトレード製品の開発・製造を計画・検討中である。
- (d) フェアトレード以外の認証システム(レインフォレストアライアンス等)の製品を開発・製造している。(具体的に:)
- (e) その他(具体的に:)
- (f) フェアトレード製品の製造は考えていない、または不明。

3. フェアトレード商品(=フェアトレード製品を使ったメニュー)を販売していますか。【カフェ】

- (a) フェアトレード商品を常に提供している。
- (b) フェアトレード商品を期間限定で提供したことがある。
- (c) まだ提供したことはないが、フェアトレード商品の提供を計画・検討している。
- (d) フェアトレード以外の認証システム(レインフォレストアライアンス等)の商品を提供している。
(具体的に:)
- (e) フェアトレード商品について消費者にわかりやすく説明をする工夫をしている。
- (f) その他(具体的に:)
- (g) フェアトレード商品の提供はない、または不明。

F. 社会に対する人権侵害の防止

1. 過去 3 年以内に、(i)ジェンダーによる役割固定の概念を助長したり、(ii)性別・性的指向・性自認にもとづく差別を助長したり、(iii)性の商品化を助長したりするような、テレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、あるいは幹部による発言などはありませんか。

(a) ジェンダーによる役割固定の概念を助長するようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、または幹部による発言などがあつた。(具体的に:)

(b) 性別・性的指向・性自認にもとづく差別を助長するようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、または幹部による発言などがあつた。(具体的に:)

(c) 性的な面を強調するようなモデルやアニメ・マンガキャラクターの起用など、性の商品化を助長したりするようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、あるいは幹部による発言などがあつた。(具体的に:)

(d) そのような広告の作成や発言はない。

2. 過去3年以内に、国籍・人種・民族・出自・年齢・宗教・思想・障害・学歴・収入などにもとづく差別を助長するようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、あるいは幹部による発言などはありますか。

(a) 国籍・人種・民族・出自・年齢・宗教・思想・障害・学歴・収入などにもとづく差別を助長するようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等の作成・使用、あるいは幹部による発言などがあつた。

(具体的に:)

(b) そのような広告の作成や発言はない。

3. 女性の尊厳を傷つけ、人身取引につながる買春(援助交際含む)や、未成年の性的搾取を伴う接待の提供・享受や社員旅行・社員行事を、国内外(海外駐在員・出張者含む)で禁止していますか。

(a) 上記のような接待や社員旅行・行事を禁止している。

(b) 上記のような接待や社員旅行・行事に関して注意喚起を行っている。

(c) その他、性の商品化への加担を防ぐための取り組みを行っている。

(具体的に:)

(d) 特に対策は行っていない、または不明。

オ 社会、社会貢献

A CSR・SDGs 活動全般

1. 中長期の経営戦略や中期経営計画に CSR 活動の推進を明記していますか。またCSR方針を文書化していますか。(複数回答可)

(a) 中長期の経営戦略に CSR 活動の推進を明記している。

(b) 中期経営計画に CSR 活動の推進を明記している。

(c) CSR 方針を明文化している。

(d) 上記のような位置づけはしていない。

2. CSR を担当する部署と報告書、ダイアログについて該当するものにチェックをして下さい。

(a) 専任部署あり(注:環境担当部署と合同の部署は可)

(b) 専任役員あり(注:CSR に関する業務比率が半分以上の役員に限る)

- (c) CSR 活動報告書を毎年度作成し、公表している。
- (d) 直近の CSR 活動報告書に第三者の関与(レビューなど)あり。
- (2)(あ) 第三者には NGO や自立した市民団体が含まれている。
- (1)(い) 第三者が NGO や自立した市民団体が含まれていない、もしくは不明。
- 注:環境報告書のみを作成している場合は、(c)(d)にはチェックしないでください。

3. 中長期の経営戦略や中期経営計画に SDGs の推進を明記していますか。また優先課題を明らかにして報告していますか。(複数回答可)

- (a) 中長期の経営戦略に SDGs の推進を明記している。
- (b) 中期経営計画に SDGs の推進を明記している。
- (c) サナビリティ報告書や CSR 活動報告書で、報告書優先的に取り組む SDGs の課題を明文化している。
- (d) 上記のような位置づけはしていない。

B ガバナンス・コンプライアンス

1. ガバナンス、コンプライアンスに関して該当するものにチェックをして下さい。

- (a) 法令順守に関する専任担当部署がある。
- (b) 法令順守に関しては兼任部署で担当している。
- (c) 企業倫理方針を文書化し公開している。
- (d) 倫理行動規定・規範・マニュアルがある。
- (e) 内部通報・告発窓口を設置(社内)している。
- (f) 内部通報・告発窓口を設置(社外)している。
- (g) 通報・告発者の権利保護に関する規定を制定している。
- (h) 公益通報者保護法ガイドラインを参考にしている。
- (i) 事業を行わない子会社・関連会社をタックスヘイブン(該当国、地域)で設立しない方針がある。

注 (c)企業倫理方針や(d)倫理行動規定・規範・マニュアルは、自社を対象にしていることが必須です。サプライヤーも対象にしているものは含めますが、サプライヤーのみを対象にしたものは不可とします。

2. 次のネガティブ情報を公開していますか。

- (a) 内部通報(相談含む)・内部告発件数
- | | | | | | |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 | 2018 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|
- (b) 公正取引委員会など関係官庁からの勧告件数
- | | | | | | |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 | 2018 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|
- (c) 国内での不祥事などによる操業・営業停止件数
- | | | | | | |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 | 2018 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|
- (d) 国内でのコンプライアンスに関わる事故・事件で刑事告発件数
- | | | | | | |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 | 2018 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|
- (e) 海外での価格カルテルによる摘発件数
- | | | | | | |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 | 2018 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|
- (f) 海外での贈賄による摘発件数

2016 年度 件 2017 年度件 2018 年度件
□(g) 海外での (e) (f) 以外の摘発件数

2016 年度 件 2017 年度件 2018 年度件
□(h) 上記情報は全て公開していない、もしくは不明

注:件数が 0 の場合のみ 0 を記入してください 不明の場合は無記入にしてください。

C 投資基準

1. 他社の株を取得、保有する際に SRI の基準がありますか。

基準があり、公表している。

その基準には下記の項目がありますか。

(a) 国連グローバル・コンパクト、GRI ガイドライン、ISO26000 を署名、参加、活用している企業を優先する。

(b) 国連ビジネスと人権に関する指導原則を尊重する企業を優先する。

(c) 児童労働問題の解決に積極的に取り組んでいる企業を優先する。

(d) 気候変動防止(温室効果ガス削減)に積極的に取り組んでいる企業を優先する。

(e) 石炭火力発電を行う企業には投資しない。

(f) 生物多様性条約・ボンガイドライン、ワシントン条約を遵守する企業を優先する。

(g) 核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に投資しない。

(h) 原子力発電を行う企業、原子力発電の基幹設備を製造する企業には投資しない。

(i) 化学兵器及び化学兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に投資しない。

(j) 同一労働・同一賃金を推進する企業を優先する。

(k) 非正規雇用を廃止し、正規雇用に移り替えていく取り組みを進めている、もしくは非正規雇用をしない原則のある企業を優先する。

(l) 国際労働機関(ILO)中核的労働基準を尊重する企業を優先する。

(m) 家畜動物の「5 つの自由(Farm Animal Welfare Council)」を尊重する企業を優先する。

(n) 木材のサプライチェーンに関わる企業による違法伐採木材の使用禁止を明確にしている企業を優先する。

(o) 紛争鉱物問題に対して積極的に対応する企業を優先する。

基準がない、もしくは公表していない。

2 SRI インデックス構成銘柄に選定されていますか。

(a) はい、次の SRI インデックス構成銘柄に選定されています。

SRI インデックス構成銘柄()

(b) いいえ、SRI インデックス構成銘柄に選定されていません。もしくは不明。

D 社会貢献活動

1. 社会貢献活動助成・寄付等の額を記述してください。

社会貢献活動支出額総額

2016年度()百万円 2017年度()百万円 2018年度()百万円

うち、寄付金総額

2016年度()百万円 2017年度()百万円 2018年度()百万円

注:この調査票における「社会貢献活動」の定義は、「自発的に社会の課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入しその解決に貢献する」(日本経団連・企業行動憲章に基づく)活動で、その中から政治献金を除いたものを指します。

2. NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して、次のような助成活動、サポート活動がありますか。

注:大学等への研究助成は除く。

注 (a)～(d)は公募型に限ります。

(a) 独自に財団、公益信託を設置し公募型の活動助成制度を運営している。

財団、公益信託の名称 []

2018年度助成件数 件 助成総額 円

(b) 他者が設置した財団等と共同で公募型助成事業を行っている。もしくはコミュニティ財団の公募型助成金に対して拠出している。

財団等との共同公募助成 2017年度助成件数 件 助成総額 円

コミュニティ財団への拠出の場合は総額 万円

(c) マッチングギフトで、公募型活動助成を行っている。

2018年度助成件数 件 助成総額 万円

(d) 社員や社員 OB からの寄付金で、公募型活動助成を行っている。

2018年度助成件数 件 助成総額 万円

(e) 活動助成ではなく、NGO/NPO 等の組織力・基盤力強化のサポートをしている。

2018年度助成件数 件 助成総額 万円

(f) 社として NGO/NPO の会員になっている。(NGO/NPO の名称 年から)

(g) NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して顕彰活動(賞金あり)を行なっている。

2018年度顕彰件数 件 賞金総額 円

(h) このような取り組みはない、もしくは不明。

3. 取り組んでいる(きた)社会貢献活動(地域社会参加、教育活動、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動、人権擁護活動、環境活動、平和・非暴力等)についてお答えください。

ア 社会貢献活動に明確な方針や体系等がありますか。

(a) 明確な方針等がある。(方針等の名称:)

(参考URL:)

(b) 明確な方針等はない、もしくは不明。

イ 貴社の社会貢献活動として、特徴あるもの、成果を上げてきたものの名称、概要、NGO/NPOとの連携、参考 URL を 3 つまで記述してください。

注:主な活動目的が生物多様性の保全に関するものは、ここではなく「イ環境 D7」にご記入ください。

注:CSR 報告書、ウェブサイトで明記されたものから記述しています。地域社会参加、教育活動、文化・芸術・スポーツ活動については東洋経済新報社「CSR 企業総覧 2019」の回答データを使用しました。

1. プログラム名 _____

プログラムの概要

NGO/NPO との連携

参考 URL: _____

(2) プログラム名 _____

プログラムの概要

NGO/NPO との連携

参考 URL: _____

(3) プログラム名 _____

プログラムの概要

NGO/NPO との連携

参考 URL: _____

E 次世代(子ども)育成

注:社員の子ども向けの次世代育成支援は、ここではなく「エ 人権・労働」の B-2 イ でチェックしてください。ここでは社会全般に対する次世代(子ども)育成への支援についてチェックしてください。

1. 社会貢献に関する方針に、「次世代(子ども)の育成を支える」等の記載はありますか。

注:a~c は複数回答可。具体的内容を明記してください。

- (a) 日本国内の子どもを対象にした記載がある。
- (b) 世界の子どもを対象にした記載がある。
- (c) 国内外、特に対象を限定せずに「次世代育成」に関する記載がある。
- (d) 特に記載はない。(または方針自体がない)

注:この設問における「次世代」には、事業社内の社員育成は含みません。

2. 国内外を問わず下記のような「次世代(子ども)育成を支援する」具体的な活動を社外で行っていますか。(a~j は複数回答可。具体的内容を明記してください)

- (a) 経済的な理由などにより、必要な医療が受けられない子どもへの医療支援
- (b) 経済的な理由などにより、必要な教育が受けられない子どもへの教育支援
- (c) 社会的な理由により経済的困窮にある子どもへの生活支援
- (d) 社会的な理由により日本語指導が必要な子どもへの教育支援
- (e) ハンディキャップがある子どもへの日常生活支援、教育支援
- (f) 自然体験をはじめ、子どもが環境教育や環境活動にふれる機会の創出
- (g) 伝統芸能や地域文化の保全活動に、子どもが参加できる機会の創出
- (h) 食育など、食に関する子どもの育成機会の提供
- (i) スポーツに関する子どもの育成機会の提供
- (j) その他()
- (k) 社外において次世代育成支援活動は実施していない。

注:この設問における「次世代」には、事業社内の社員育成は含みません。

F 格差の是正

1 国内で広がる収入・待遇等の格差を是正するために次のような取り組みがありますか。

- (a) 「同一労働、同一賃金」を採用している。
- (b) 「同一労働、同一賃金」原則を採用する方針がある。
- (c) 非正規雇用者を正規雇用へ登用する仕組みがあり、かつそれを公表している。
- (d) 非正規雇用者を正規雇用へ登用した実績・人数を公表している。
- (e) 非正規雇用者に正規雇用者と同等の有給休暇・各種休暇制度を実施している。
- (f) 非正規雇用者を全員正規雇用にする方針がある。
- (g) 基本的に雇用は正規のみとしている。
- (h) 能力・業績評価基準(従業員用)を従業員に公開している。
- (i) その他の取り組みがある(具体的内容:)
- (j) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

2 2013 年度と 2018 年度の内部留保額(利益剰余金)を記入してください。

内部留保額(利益剰余金)

2013 年度末 億円 2018 年度末 億円

カ 平和・非暴力

A 平和・暴力への関与についての方針

1. 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「平和」について次のように位置づけていますか。(複数回答可)

注:理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a～g にチェックしないでください。

注:「平和」を明記していても「軍事力の均衡」「国防の強化」等を中心に規定しているものは除きます。

- (a) 企業理念、経営理念の中心コンセプトの一つとして「平和」「非暴力」を明記している。
 - (b) 企業理念、経営理念に中心的なものではないが「平和」「非暴力」を本文に明記している。
 - (c) (中長期)経営戦略もしくは経営ビジョンに「平和」「非暴力」を中心コンセプトの一つとして本文に明記している。
 - (d) (中長期)経営戦略もしくは経営ビジョンに中心的なものではないが「平和」「非暴力」を本文に明記している。
 - (e) CSR 方針等の本文に「平和」「非暴力」を明記している。
 - (f) (a)～(e)にチェックがあり、「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している。
 - (g) (a)～(e)にチェックはないが、企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、CSR 方針等に「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している。
 - (h) 理念、ビジョン、方針の本文にはないが、それにそれに基づくウェブサイト等の付帯説明文に「平和」「非暴力」を明記している。
- 注 (e)にチェックがない場合のみチェックしてください。
- (i) 代表メッセージに「平和」「非暴力」「非核」「核兵器のない世界」等を明記している。
 - (j) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明。

B 軍との関わりについての方針

1. 軍との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) いかなる軍へも製品・サービスの提供をしないなどの方針がある。
- (b) 侵略行為に及んでいる軍隊への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある。
- (c) クラスター兵器や化学兵器など国連が認めるところの非人道的兵器を使用している軍への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある。
- (d) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

C 武装勢力と関わらない方針

1. 正規軍ではない武装勢力との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) いかなる武装勢力へも製品・サービスの提供をしないなどの方針がある。
- (b) いかなる武装勢力へも原材料の調達などを通じた資金供与をしないなどの方針がある。
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

D 暴力団と関わらない方針

1. 暴力団との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) 暴力団への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある。
- (b) 暴力団への資金供与につながる行為を一切しない方針がある。

○(c) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

E 兵器産業との関わりについての方針

1.兵器産業との関わりについて自社の経営方針等に規定していますか。

注:殺傷や破壊を目的とした、いわゆる兵器にあたる装備や技術を「兵器」と表記しています。

- (a) 兵器産業について全く関わらない方針を規定している。
○(b) 兵器産業について直接の取引をしない方針を規定している。
○(c) 上記のような方針等はない、もしくは不明。

F. 紛争地域における資源・原材料調達

1. 調達方針について

- (a) 武装勢力の資金源となる等、紛争に関わらないことを定めている。
それは、どの資源・原材料についてですか。
 (あ) 鉱物 (い) その他(具体的資源・原材料名:)
○(b) そのような方針はない、もしくは不明。

解説 戦争・紛争・兵器等によって命の危険にさらされない、人種・民族・文化・信仰・性別・身体的特徴によって迫害されない、大規模開発によって住む場所を汚染・収奪されない、あらゆる拷問・拉致・暴力行為を受けない平和な社会を私たちは望んでいます。社会の一員である企業が、平和・非暴力を進めるステークホルダーの一つとしてその姿勢を打ち出し、実行していくこと、国内が戦争状態になくても、非暴力社会の内実を強めていくことは現実かつ重要な課題です。また、調達先を海外に置いている企業においては、その国の社会や自然、文化にどのような影響を及ぼすかはとても重要なことである、と私たちは考えています。

キ アニマルウェルフェア

A アニマルウェルフェアの基本的、包括的なポリシー、方針等

1 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR方針の中でアニマルウェルフェアの増進および動物利用の削減について明記していますか。または行動計画や生産・調達基準がありますか。CSR・環境報告書の中で記載されていますか。

- (a) 企業理念、経営理念、(中長期)経営戦略、CSR方針の中にアニマルウェルフェアの増進、動物利用の削減を明記している。
 (b) 代表者や責任ある立場の担当者による取材やアンケート回答などでアニマルウェルフェアの増進および動物利用の削減に取り組むことを言及している。
 (c) CSR報告書または環境報告書にアニマルウェルフェアについて記載がある。
○(d) 上記のような明記、計画、基準、記載はしていない、もしくは不明。

解説 アニマルウェルフェアの管理のアプローチを広範囲に実行するために、事業・経営に関わる課題として動物の福祉を捉えることは、重要なステップです。アニマルウェルフェアがビジネスに関与する方法と理由を、経営方針、各種報告書、各種計画書、およびリリースやインタビュー、NGOへの回答等により明文化されることは、アパレル企業、食品企業、流通企業、外食企業等動物性素材を利用する企業にとって良い実践となります。ポリシーの策定が、必ずしも実施の保証をもたらすとは言えませんが、ポリシーの欠如は、家畜福祉がビジネス課題に挙がっていないという明確な兆候です。

また動物性素材の削減を実践することも動物への配慮や環境への配慮につながります。

2 上記やアニマルウェルフェアや動物への配慮に関するポリシー等は、地域・動物種・商品で限定されていますか。

ア 地域

- (a) 国内外を問わずすべての地域、支社において適用される。
- (b) 一部の地域において適用される。
- (c) 地域への言及はない。もしくは不明。

イ 動物種

- (a) すべての種において適用される。
- (b) 一部の種において適用される。
- (c) 種への言及はない。もしくは不明。

ウ 商品

- (a) すべての商品において適用される。
- (b) 一部の商品に限定される。
- (c) 商品への言及はない。もしくは不明。

3. 上記アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーをどのようにサプライチェーンや委託業者においても徹底するか明確にしていますか。

- (a) サプライチェーンや委託業者に対してアニマルウェルフェアのポリシーや目標、ガイドライン、手法等を共有している。
- (b) サプライチェーンや委託業者との契約においてアニマルウェルフェアの実効性を求めている。
- (c) 明確にしていない、もしくは不明。

解説 アニマルウェルフェアに関するビジネスリスクや機会の多くは、サプライチェーンに関わります。企業はそのサプライヤーや委託業者のアニマルウェルフェアへの取り組みを監視、または要望することで、強い影響をおよぼすことが可能です。

B ガバナンスと管理

1. アニマルウェルフェアや動物利用の削減についての管理責任を個人または特定の部署に割り当てていますか。

- (a) 責任を管理するための部署または担当者が置かれている。
- (b) 方針の実施をどのように取締役会または経営陣が管理監督するかについての詳細が公開されている。
- (c) 明確な管理責任者がいない、もしくは不明。

解説 アニマルウェルフェアの管理をみる時、監視と実施責任は重要です。必要に応じて(例えば組織のアニマルウェルフェア方針と他のビジネス目的の間に緊張関係があるなど)、経営陣がアニマルウェルフェアのビジネス上の意味を認識し、いつでも確実に介入できるようにするために監視が必要です。しかし、監視責任を負う担当者が、アニマルウェルフェアを効果的に管理する方法、理論をほとんど知らないことがしばしばあります。したがって、アニマルウェルフェア方針が実行され、家畜福祉の効果的管理を確実に行うための責任者が配置されることが重要です。

2. アニマルウェルフェアや動物利用の削減を管理するための、目標やターゲットを設定していますか。

○(a) 目標やターゲットは設定されており、またアクションプランが明確化され、スケジュールの遅れを追跡することができる。

○(b) 目標やターゲットは設定されているが、それをどのように達成するかプランや経過報告がない。

○(c) 目標やターゲットがない、もしくは不明。

解説 目標やターゲットはポリシーの遵守におけるポイントであり、持続可能なアクションに換算されます。また、その目標やターゲットの遅れの責任や原因を突き止めることも可能になります。

3. アニマルウェルフェアポリシーや動物利用の削減に関する目標に対する成果を報告していますか。

○(a) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されている。

○(b) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されていない。

解説 企業はアニマルウェルフェアのポリシーや目標の達成度、進捗や成果を報告し、公表することが必要です。

4. アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーの効果的な実施を保証するための内部プロセスがありますか。

□(a) アニマルウェルフェアが実行されていない場合の社内の対応方法、手順等が明示されている。

□(b) 従業員に対し、トレーニングや教育、社内報等においてアニマルウェルフェアの情報が提供されている。

○(c) プロセスがない、もしくは不明。

解説 アニマルウェルフェアポリシーの効果的な実行は、ポリシー実行の監視をする従業員の意識と知識、およびポリシーが守られない場合に迅速に対応できるかどうかにかかっています。

C アニマルウェルフェア 具体的な取り組み

1. 生産または調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物の閉鎖的監禁や集中的なシステム(妊娠ストール、分娩ストール、単独飼育、パタリーケージ、繋ぎ飼育、過密飼育等)を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

○(a)

・妊娠ストール ○(あ)廃止済み ○(い)段階的廃止の過程にある。

・分娩ストール ○(う)廃止済み ○(え)段階的廃止の過程にある。

- ・単独飼育 ○(お)廃止済み ○(か)段階的廃止の過程にある。
- ・ケージシステム(バタリーケージ・エンリッチドケージ) ○(き)廃止済み ○(く)段階的廃止の過程にある。
- ・繋ぎ飼育 ○(け)廃止済み ○(こ)段階的廃止の過程にある。
- ・過密飼育 ○(さ)廃止済み ○(し)段階的廃止の過程にある。

○(b) 改善の検討を行っている。

○(c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 上記のように極端に行動を制限する飼育方法を避けることは、アニマルウェルフェアにおいてよい実践になります。

2. 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、慣習的部分切除や麻酔なしの外科的処置を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

○(a)

- ・麻酔なしの去勢 ○(あ)廃止済み ○(い)段階的廃止の過程にある。
- ・牛の慣習的部分切除:除角、焼印、断尾 ○(う)廃止済み ○(え)段階的廃止の過程にある。
- ・豚の慣習的部分切除:歯切り、断尾、耳刻 ○(お)廃止済み ○(か)段階的廃止の過程にある。
- ・鶏の慣習的部分切除:クチバシの切断 ○(き)廃止済み ○(く)段階的廃止の過程にある。

○(b) 改善の検討を行っている。

○(c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 多くの畜産動物はその体の一部を麻酔なしに切断されており、その切除により急性、慢性の苦痛にさらされています。

3. 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物性製品をとおして遺伝子操作やクローニングを避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

○(a) 遺伝子操作やクローニングを避ける立場を明確にしている。

○(b) 部分的に立場を明確にしている。

○(c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 遺伝子工学もクローニングも、アニマルウェルフェアの問題を生み出しています。

4. 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、抗菌剤(抗生物質)の予防的使用や成長促進目的の使用、成長ホルモン等成長促進剤の使用を避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

○(a) 抗菌剤の予防的使用を避ける立場を明確にしている。

○(b) 抗菌剤の予防目的の使用量を減らす立場を明確にしている。

○(c) 抗菌剤や成長ホルモン等の成長促進目的の使用を避ける立場を明確にしている。

○(d) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 人間と動物に対する抗菌剤の濫用は、抗菌剤への耐性強化に直接的に関係しています。農場での抗菌剤の(主にエサや水を通しての)使用はしばしば予防のためと言われますが、動物が狭くストレスの多い集中型農業の中に置かれることで、免疫系が危険に晒され、病気の感染が急速に広がります。企業は、日常的に投与する抗生剤を減らすことに専念し、疾患予防目的での抗

菌剤の日常的な使用に依存していない動物の生産システムを開発することが期待されています。また、成長促進剤の使用はアニマルウェルフェアに関わる問題を引き起こしています。さらに抗菌剤の成長促進目的の使用は EU では禁止され米国でも規制が進んでいます。抗菌剤の使用は深刻な健康被害をもたらすはじめており FAO、WTO、OIE (世界動物保健機関)も共同で取り組む課題となっています。抗菌剤の使用の有無、使用量の制限はアニマルウェルフェアへの取り組みの指標となります。

5. 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、飼育過程で死亡または疾病にかかり屠畜ができない動物の殺処分方法(淘汰方法)についての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 全ての動物種において立場を明確にしている。
- (b) 一部の動物種においては立場を明確にしている。
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 飼育過程で死亡又は疾病や障害を負った動物の殺処分において、しばしば放置による衰弱死、生きたまま焼却、地面に叩きつけて殺害するなどの違法性のある方法がルーチン化されている場合があります。これらの悪習を容認する農場の畜産物を避けることは、企業にとって必要なことです。

6. 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、屠畜場におけるアニマルウェルフェアについての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

ア スタニング(気絶処理)

- (a) 屠畜前のスタニングを行われていない動物の肉を避ける立場を明確にしている。
- (b) 一部の種において屠畜前のスタニングを行われていない動物の肉を避ける立場を明確にしている。
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

イ 飲水について

- (a) すべての種、地域、商品において水飲み場が設置されていない屠畜場で屠畜された畜産物を避ける立場を明確にしている。
- (b) 一部の種において水飲み場が設置されていない屠畜場で屠畜された畜産物を避ける立場を明確にしている。
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明。

解説 日本の牛と豚の屠畜においては多くの場合、屠畜前のスタニングを行っているが、一部地域、または一部商品においてスタニングを行っていない場合があります。また、鶏の場合、電気槽を経ずに失血させる食鳥処理場もあります。なお、欧米では鶏の電気槽での意識喪失はしばしば失敗することがあるため、Controlled-Atmosphere Killing または Controlled atmosphere stunning (CAS)などにより人道的な方法の研究、移行が始まっています。動物利用において最もセンシティブな工程であるからこそ、企業は明確なスタンスを持ち、労働環境とともに科学的にアニマルウェルフェアに配慮する必要があります。

また、日本では牛の屠畜場の 45%、豚の屠畜場の 75%に飲水設備が設置されていませんが、OIE のアニマルウェルフェアコードでは設置が必要とされています。屠畜される最後の日に飲水ができることは動物への最低限の配慮です。

なお、ハラル向けであってもスタニングを行うことは許容されるようになっています。(例:北海道)

動物実験

7. 化粧品(医薬部外品含む)、食品、その他商品の動物実験(原料を含む)を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

ア 化粧品(医薬部外品・原材料を含む)【飲料】で該当する場合

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある。
- (b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている。
- (c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域に例外がある。
- (d) 策定していない、もしくは不明。

イ 食品【飲料】

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある。
- (b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている。
- (c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域に例外がある。
- (d) 策定していない、もしくは不明。

ウ その他商品(医薬品、文房具、虫よけ・殺虫剤(原材料を含む)等)

【飲料】で該当する場合

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある。
- (b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている。
- (c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある。
- (d) 策定していない、もしくは不明。

解説 化学物質を含む原材料、および製品等の安全性、効果を確認するために多くの場合動物実験が行われています。

8. 化粧品(医薬部外品含む)、食品、トイレタリー製品、文房具、虫よけ・殺虫剤等において動物実験(原料を含む)が行われた商品を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を行った商品を避ける指針等がある。
- (b) 一部の分野に限定して、動物実験を行なった商品を避けるための指針等がある。
- (c) 動物実験を行なった商品を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある。
- (d) 策定していない、もしくは不明。

9. 動物実験倫理委員会による審査、及び外部監査を行っており、動物実験の3Rs の推進に取り組む、かつそれらを公表していますか。【飲料】

- (a) 動物実験を行わない方針があるため策定していない。
- (b) 動物実験倫理委員会を持ち、審査結果の公表を行っている。
- (c) 動物実験に関し外部監査を行っており、結果を公表している。
- (d) 動物実験の3Rs の取り組みについて、進捗状況、対応状況を公表している。

○(e) 動物実験を行っているまたは委託しているが、上記を行っていない又は不明。

解説 動物実験が行われる分野が何であれ、その妥当性、動物実験以外の方法の優先的検討、苦痛の軽減や数の削減の検討、エンドポイントの検討等が事前に行われることは必要な工程であり、OIE のコードにもなっている国際的なルールです。なお、倫理審査委員会には「一般社会を代表する民間人1名。科学および動物のケアに関係しておらず、また、研究において動物を使用することにも関与していない者。」が参加することとされています。なお、3R は動物実験の基準についての理念で、「Replacement (代替)」「Reduction (削減)」「Refinement (改善)」の三つを表します。

和訳参照:<http://animals-peace.net/animalexperiments/oieterrestrial-animal-health-code.html>

10. 動物を利用しない人間ベースの試験方法(動物実験代替法)の推進をしていますか。【飲料】

○(a) 動物実験代替法の開発を行い、実用化に向けて取り組んでいる。

○(b) 動物実験代替法の開発に投資または補助を行っている。

○(c) 動物実験代替法の開発を行っている。

○(d) ない、もしくは不明。

解説 動物実験を何らかの形で行う企業にとって、代替法(動物を利用しない人間ベースの試験方法)への寄与を行うことは社会的責任の一つであり、評価されるべきポイントです。

11. 動物利用(広告や支援を含む)を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

(a) 生きた動物の繁殖、売買

(b) 生きた動物の展示、レンタル

(c) 生きた動物を利用した集客等の動物利用

○(d) 明らかにしていない、もしくは不明だが行っていない。

○(e) 明らかにしていない、もしくは不明だが行っている。

解説 動物の利用は子供の関心を引くため等のために、安易に使用されるプロモーションの一つですが、これらのレンタルや売買の裏には、多数の動物の犠牲や福祉的課題が内包されています。

D 環境・人権・倫理への影響

1. 熱帯雨林、森林、海洋、河川又は生産加工地域の生態系の破壊に関与している畜産物、飼料、動物性素材を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

○(a) すべての商品、地域において明らかにしている。

○(b) 一部の商品、一部の地域においてのみ明らかにしている。

○(c) 策定していない、もしくは不明。

2. 動物性食品、素材の利用を減らすための取り組み(例えば豆乳を選択できる等)がある。

(a) 減らすことを目的とした商品が売られている。

(b) 減らすことを目的としたポリシーを持っている。

(c) 減らすことを目的とした社会運動に参加している。

○(d) 取り組みはない、もしくは不明。

3.遺伝子組換え飼料を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 全て避けることを明らかにしている。
- (b) 減らすことを明らかにしている。
- (c) 策定していない、もしくは不明。

4.輸入飼料を避ける立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 全て避けることを明らかにしている。
- (b) 減らすことを明らかにしている。
- (c) 策定していない、もしくは不明。

※用語説明

- ・妊娠ストール:母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム
- ・分娩ストール:分娩前及び出産後の母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム
- ・フィードロット:牛や豚、その他動物を太らせるために囲い込み餌を食べ続けさせるシステム
- ・単独飼育:社会性のある動物(ほぼすべての哺乳類、鳥類)を単独で仕切って飼育する方法
- ・バッテリーケージ:採卵用の鶏を巣箱や止まり木もないケージにギュウギュウに閉じ込め飼育するシステム
- ・繋ぎ飼育:乳牛、一部の肉牛で行われる長時間の係留およびスタンションでの拘束
- ・強制給餌:水鳥の口から太い鉄パイプを胃に差し込み強制的にエサを流し込むフォアグラ又は北京ダックを作るための給餌方法
- ・過密飼育:一平米あたり EU は 13 羽、日本は 19 羽詰め込む等、特にブロイラー(肉用鶏)の過密飼育がひどいと言われるが、豚などの過密飼育も増加している
- ・去勢:豚及び牛において、麻酔なしの去勢手術が行われている
- ・除角:乳牛、肉用牛において神経の通る角の切除(切除及び焼きごてで焼く)が行われ、切断すると血が吹き出したり失神したりすることもある
- ・歯切り:無麻酔のまま豚の切り歯と犬歯 8 本をペンチで潰し切る 人と同じで歯には神経が通っている
- ・断尾:無麻酔のまま、生後 7 日前後の子豚の尻尾を切断する
- ・クチバシの切断(デビーキング):鶏や鴨のクチバシ(主に上クチバシ)を焼き切る
- ・ミュールジング:羊への蛆虫の寄生を防ぐため、子羊の臀部(陰部)の皮膚と肉を切り取る
- ・フカヒレのためのヒレ切り(フィニング):フカヒレを取るためにサメのヒレを切り取る。その後胴体を海に沈めるなどされる(死亡する)
- ・耳刻:豚の個体管理のために耳に切込みを入れること
- ・焼印:動物の個体管理のために焼印をすること